

令和6年 第1回

かつらぎ町議会定例会（3月会議）

議

案

令和6年2月27日提出

令和6年第1回かつらぎ町議会定例会（3月会議）付議事件

議案第11号	かつらぎ町監査委員条例及びかつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
議案第12号	かつらぎ町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について	3
議案第13号	かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例制定について	5
議案第14号	かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第15号	かつらぎ町犯罪被害者等支援条例制定について	9
議案第16号	かつらぎ町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	13
議案第17号	かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例制定について	16
議案第18号	かつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	21
議案第19号	かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	23
議案第20号	損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて	25
議案第21号	権利の放棄について	26
議案第22号	辺地総合整備計画の変更について	27
議案第23号	令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第14号）	29
議案第24号	令和5年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算（第2号）	120
議案第25号	令和5年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	127
議案第26号	令和5年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計補正予算（第4号）	136
議案第27号	令和5年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）	141
議案第28号	令和5年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）	149
議案第29号	令和5年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第4号）	158
議案第30号	令和5年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第4号）	177
議案第31号	令和6年度かつらぎ町一般会計予算	190
議案第32号	令和6年度かつらぎ町シビックセンター特別会計予算	202
議案第33号	令和6年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計予算	206
議案第34号	令和6年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計予算	210
議案第35号	令和6年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計予算	212
議案第36号	令和6年度かつらぎ町介護保険事業特別会計予算	215

議案第37号	令和6年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計予算	219
議案第38号	令和6年度かつらぎ町水道事業会計予算	222
議案第39号	令和6年度かつらぎ町下水道事業会計予算	247

議案第 11 号

かつらぎ町監査委員条例及びかつらぎ町水道事業及び下水道事業
の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町監査委員条例（昭和39年かつらぎ町条例第7号）及びかつらぎ町水道事業
及び下水道事業の設置等に関する条例（平成10年かつらぎ町条例第1号）の一部を次の
理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町監査委員条例及びかつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条
例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町監査委員条例及びかつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月 日

かつらぎ町長

令和6年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町監査委員条例及びかつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(かつらぎ町監査委員条例の一部改正)

第1条 かつらぎ町監査委員条例(昭和39年かつらぎ町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成10年かつらぎ町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 12 号

かつらぎ町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する
条例制定について

かつらぎ町特別職報酬等審議会条例（昭和41年かつらぎ町条例第1号）の
一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
所掌事項及び委員の人数の見直し等に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月 日

かつらぎ町長

令和6年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

かつらぎ町特別職報酬等審議会条例（昭和41年かつらぎ町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、特別職の報酬等の額について審議するため、かつらぎ町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額その他特別職の報酬等に関する事項について、調査審議し、町長に対し意見具申するとともに、町長から諮問があったときは、当該諮問事項について答申するものとする。

第3条に見出しとして「(委員)」を付し、同条第1項中「5人」を「7人」に改め、同条第2項中「諮問に係る」を削る。

第4条に見出しとして「(会長)」を付する。

第5条に見出しとして「(会議)」を付する。

第6条に見出しとして「(庶務)」を付する。

第7条に見出しとして「(委任)」を付する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 13 号

かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例（平成19年かつらぎ町条例第31号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月 日

かつらぎ町長

令和6年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例

かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例（平成19年かつらぎ町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第7号及び第3条第1項第3号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 14 号

かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例の一部を
改正する条例制定について

かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例（平成17年かつらぎ町条例第54号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

交通空白地域における持続可能な移送サービス事業を整備するため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和6年3月 日

かつらぎ町長

令和6年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例（平成17年かつらぎ
町条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第1項に次のように加える。

移送サービス料	乗車1回につき1人当たり 300円
---------	-------------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 15 号

かつらぎ町犯罪被害者等支援条例制定について

かつらぎ町犯罪被害者等支援条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町犯罪被害者等支援条例（案文別記）
- 2 提案理由
犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえた基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めるため、制定いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和6年3月 日

かつらぎ町長

令和6年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、かつらぎ町（以下「町」という。）における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 町民等 町内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び町内において事業活動を行っているものをいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、和歌山県その他の関係機関、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に

応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割を踏まえつつ、総合的かつ体系的に支援を行う責務を有する。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第7条 町は、犯罪被害者等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

- (1) 遺族見舞金30万円
- (2) 傷害見舞金10万円

2 前項の規定による見舞金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(居住の安定)

第8条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 町は、犯罪被害者等の支援について、町民等の理解を深めるための広報及び啓発に努めるものとする。

(民間支援団体への支援)

第10条 町は、民間支援団体が犯罪被害者等への支援を円滑に実施することができるよう必要な支援を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

2 第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。

議案第 16 号

かつらぎ町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町介護保険条例（平成12年かつらぎ町条例第17号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町介護保険条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

第9期介護保険事業計画の策定及び保険料所得段階の多段階化等を踏まえた介護保険法施行令の改正に伴う令和6年度以降の介護保険料額等の見直しのため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月 日

かつらぎ町長

令和6年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町介護保険条例の一部を改正する条例

かつらぎ町介護保険条例（平成12年かつらぎ町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「41,100円」を「34,800円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「61,600円」を「52,400円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「61,600円」を「52,700円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「73,900円」を「68,800円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「82,200円」を「76,500円」に改め、同項第6号から第11号を次のように改める。

- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 91,800円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 99,400円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 114,700円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 130,000円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 145,300円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 160,600円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 175,900円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 183,600円

第10条第1項に次の2号を加える。
第10条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「24,600円」を「21,800円」に改め、同条第

3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「24,600円」を「21,800円」に、「41,100円」を「37,100円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「24,600円」を「21,800円」に、「57,500円」を「52,400円」に改める。

第12条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

第13条第1項中「合計所得金額が」を「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第10条第2号イを除き、以下同じ。)が」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のかつらぎ町介護保険条例第10条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 17 号

かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例制定について

かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例（案文別記）

2 提案理由

太陽光発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との調和並びに自然環境の維持を図り、もって本町の良い環境の保全に寄与するため、制定いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例をここに公布する。

令和6年3月 日

かつらぎ町長

令和6年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町太陽光発電設備の設置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置による自然環境、生活環境、景観等に及ぼす影響や災害の発生が危惧されることに鑑み、太陽光発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との調和並びに自然環境の維持を図り、もって本町の良好な環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備の全部又は一部を土地又は造成した土地に設置し、電気を得る事業をいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 近隣住民 太陽光発電設備の設置に伴い生活環境等に一定の影響を受けるおそれがある者(団体を含む。)として規則で定めるものをいう。

(適用範囲)

第3条 この条例の適用を受ける太陽光発電設備は、発電出力が50キロワット未満のものとする。ただし、太陽光発電設備のうち太陽光を電気に変換する設備の全部を建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項の建築物をいう。)に設置するものを除くものとする。

(町の責務)

第4条 町は、第1条に掲げる目的を達成するため、太陽光発電事業の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 太陽光発電事業を行う者(太陽光発電事業を行おうとする者を含む。以下「太陽光発電事業実施者」という。)は、太陽光発電設備の設置、維持管理、廃止等について関係法令等を遵守するとともに、地域の状況に応じた防災、環境保全、周辺の景観との調和等に配慮しなければならない。

2 太陽光発電事業実施者は、近隣住民の生活環境への影響について十分に配慮し、事業について理解を得られるよう努めるとともに、紛争、被害等が生じたときは自らの責任と負担において解決しなければならない。

3 太陽光発電事業実施者は、発電事業の施行に伴う災害防止に万全を期すとともに、被害が生じたときは、自らの責任において速やかに解決しなければならない。

(事前協議)

第6条 太陽光発電事業実施者は、太陽光発電事業を実施しようとするときは、事前に町長に申し出て、当該太陽光発電設備の設置等に関する計画(以下「事業計画」という。)について協議しなければならない。

(近隣住民への説明)

第7条 太陽光発電事業実施者は、前条の協議の後、次条の規定による届出をする前に、近隣住民に対し、当該事業計画の内容について十分な理解が得られるよう規則で定めるところにより説明を行わなければならない。

(事業計画の届出)

第8条 太陽光発電事業実施者は、太陽光発電設備の設置に係る工事をしようとするときは、当該工事に着手する日の30日前までに、前条の規定による近隣住民への説明の実施状況を記録した書類を添えて、事業計画を町長に届け出なければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 設置者(太陽光発電設備を設置する者をいう。)及び管理者(太陽光発電設備を管理する者をいう。)の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 事業区域の所在地及び面積

(3) 設置工事の着手予定日、完了予定日及び工事の内容

(4) 太陽光発電設備の構造及び発電出力

(5) 太陽光発電設備の保守点検及び維持管理に係る計画

(6) 事業終了後の適切な撤去及び処分の時期、方法及び必要な費用に係る計画

(7) その他町長が必要と認める書類

(事業計画の公表)

第9条 町長は、前条第1項の規定による届出があったときは、遅滞なく、同条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を公表するものとする。

(着手届の提出)

第10条 太陽光発電事業実施者は、太陽光発電設備の設置に関する工事に着手したときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(完了報告書の提出)

第11条 太陽光発電事業実施者は、太陽光発電設備の設置に関する工事が完了したときは、速やかに工事の完了について町長に報告しなければならない。

(変更協議等)

第12条 太陽光発電事業実施者は、第8条(第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出た事業計画に変更のあるときは、あらかじめ町長に申し出て、変更する事項について協議しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第7条から前条までの規定は、前項本文に規定する場合について準用する。
(廃止の届出)

第13条 太陽光発電事業実施者は、太陽光発電事業を廃止するときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

2 太陽光発電事業実施者は、太陽光発電設備の解体、撤去及び廃棄その他事業の廃止に関し、関係法令にのっとり必要な措置を講じなければならない。
(指導及び助言)

第14条 町長は、太陽光発電事業実施者に対し、太陽光発電事業の適正な実施のために必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第15条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業計画を提出した太陽光発電事業実施者に対し、その業務の状況、太陽光発電設備及び事業区域内の土地の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該太陽光発電事業実施者の事業所若しくは事業区域に立ち入り、帳簿、書類、太陽光発電設備その他の物件の検査をさせることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その権限を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

第16条 町長は、太陽光発電事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該太陽光発電事業実施者に対し、期限を定めて、必要な措置を行うべきことを勧告することができる。

(1) 第8条(第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出た事業計画に沿って事業を実施していないと認めるとき。

(2) 第8条(第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

- (3) 第10条(第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 正当な理由がなく前条第1項の規定により求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- (国及び県への情報提供)
- 第17条 町長は、前条第1項の規定による勧告に従わない太陽光発電事業実施者について、国及び和歌山県に必要な情報を提供することができる。
- (委任)
- 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

議案第 18 号

かつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町水道事業給水条例（平成10年かつらぎ町条例第2号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
水道法の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月 日

かつらぎ町長

令和6年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例

かつらぎ町水道事業給水条例（平成10年かつらぎ町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条の2第3項」の次に「ただし書」を加え、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第46条第2項ただし書中「第16条の2第3項」の次に「ただし書」を加え、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第49条第1号中「第16条の2第3項」の次に「ただし書」を加え、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 19 号

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年かつらぎ町条例第24号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1. かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案文別記）
2. 提案理由
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部の改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月 日

かつらぎ町長

令和6年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年かつらぎ町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表第1中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のかつらぎ町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じたかつらぎ町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 20 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

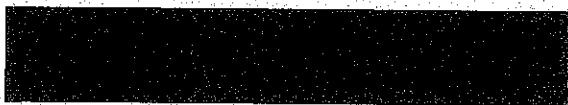
下記のとおり損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 和解及び損害賠償の相手方



2 和解の趣旨

町は、損害賠償金628,571円を支払うものとする。

3 概要

西渋田地内における農業振興地域整備計画の変更事務において、事務処理に問題があったことが令和5年8月31日に判明し、約4ヵ月間建築工事の着工が遅れたため建築費の増額が生じました。

議案第 21 号

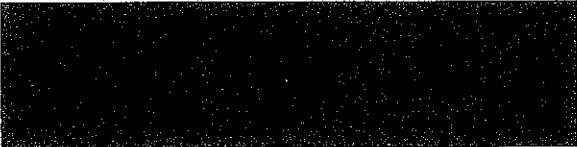
権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1. 放棄する権利の内容 令和2年度国道480号沿地域振興交流施設
指定管理納付金に係る債権
2. 権利を放棄する額 国道480号沿地域振興交流施設指定管理納付金
3,580,000円
3. 権利の相手方 
4. 放棄の理由 町顧問弁護士を通じた債務者との協議の結果、債
権の一部弁済の合意が成立した事を受け、残債に
ついては回収不能となるため。

議案第 22 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり変更し、施行するものとする。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

総合整備計画書

和歌山県伊都郡かつらぎ町 志賀辺地
(辺地の人口 169人 面積 11.6km²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 志賀 |
| (2) 地域の中心の位置 | 旧天野村役場跡(上志賀集会所) |
| (3) 辺地度点数 | 162点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地内は、簡易水道からの水の供給を受けておらず、主に谷水や井戸水を飲料水として利用しているため、水量や水質が安定せず、枯渇や水濁の恐れがあるのが現状です。

これに対応するため、本施設を整備することにより、地域住民への安全で安定した飲料水の供給を図ります。

3 公共的施設の整備計画

(変更後)

令和4年度から令和7年度まで4年間

(変更前)

令和4年度から令和6年度まで3年間

(単位:千円)

区分 施設名 / 事業主体名		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定 財源	一般 財源	
(飲料水供給施設) 下志賀地区飲料水供給施設整備事業	かつらぎ町	(変更後) 511,423	209,519	301,904	301,800
		(変更前) 372,600	149,040	223,560	223,500

議案第 23 号

令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第14号）

令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第14号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ617,095千円を減額し、歳入歳出それぞれ11,575,651千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

普通地方交付税の追加交付、補助金等の決定に伴う精算等を軸に予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第14号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		2,004,053	5,805	2,009,858
	1 町 民 税	697,543	2,000	699,543
	2 固定資産税	993,006	4,000	997,006
	3 軽自動車税	82,356	△45	82,311
	4 町たばこ税	124,258	△150	124,108
8 ゴルフ場利用税交付金		10,689	△300	10,389
	1 ゴルフ場利用税交付金	10,689	△300	10,389
1 1 地方交付税		4,262,398	57,824	4,320,222
	1 地方交付税	4,262,398	57,824	4,320,222
1 3 分担金及び負担金		20,302	△4,347	15,955
	1 分 担 金	11,306	△4,263	7,043
	2 負 担 金	8,996	△84	8,912
1 4 使用料及び手数料		146,134	△12,825	133,309
	1 使 用 料	113,580	△8,905	104,675
	2 手 数 料	32,554	△3,920	28,634
1 5 国庫支出金		1,629,454	△60,172	1,569,282
	1 国庫負担金	889,974	△47,074	842,900

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 国庫補助金	715,543	△13,098	702,445
16 県支出金		812,353	△47,783	764,570
	1 県負担金	397,897	△3,295	394,602
	2 県補助金	399,095	△33,639	365,456
	3 県委託金	15,361	△10,849	4,512
17 財産収入		74,336	△15,336	59,000
	1 財産売却収入	58,819	△15,336	43,483
18 寄附金		417,112	△83,873	333,239
	1 寄附金	417,112	△83,873	333,239
19 繰入金		827,123	△363,943	463,180
	1 特別会計繰入金	75,535	△17	75,518
	2 基金繰入金	751,588	△363,926	387,662
21 諸収入		164,171	△1,125	163,046
	1 延滞金加算金及び過料	2,450	△900	1,550
	4 受託事業収入	9,177	73	9,250
	5 雑入	151,232	△298	150,934
22 町債		860,000	△92,300	767,700

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 町債	860,000	△92,300	767,700
2 3 自動車取得税交付金		0	1,280	1,280
	1 自動車取得税交付金	0	1,280	1,280
補正されなかつた款項にかゝる分		964,621		964,621
歳入合計		12,192,746	△617,095	11,575,651

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		104,840	△2,037	102,803
	1 議会費	104,840	△2,037	102,803
2 総務費		1,526,325	△117,081	1,409,244
	1 総務管理費	1,280,924	△95,048	1,185,876
	2 徴税費	129,534	△1,030	128,504
	3 戸籍住民基本台帳費	73,421	△194	73,227
	4 選挙費	33,841	△20,649	13,192
	5 統計調査費	8,210	△160	8,050
3 民生費		3,347,912	△53,697	3,294,215

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	2,361,354	△36,835	2,324,519
	2 児童福祉費	961,628	△15,362	946,266
	3 災害救助費	24,930	△1,500	23,430
4 衛生費		1,065,453	△47,137	1,018,316
	1 保健衛生費	631,150	△36,140	595,010
	2 清掃費	434,303	△10,997	423,306
6 農林水産業費		436,695	△77,100	359,595
	1 農業費	347,930	△73,800	274,130
	2 林業費	88,765	△3,300	85,465
7 商工費		279,199	△22,874	256,325
	1 商工費	239,585	△15,853	223,732
	2 観光事業振興費	39,614	△7,021	32,593
8 土木費		916,782	△93,219	823,563
	1 土木管理費	44,917	△171	44,746
	2 道路橋梁費	221,301	△2,182	219,119
	3 河川費	31,029	△1,109	29,920
	4 都市計画費	511,946	△76,261	435,685

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 住宅費	107,589	△13,496	94,093
9 消防費		439,795	△3,124	436,671
	1 消防費	439,795	△3,124	436,671
10 教育費		913,171	△27,381	885,790
	1 教育給務費	366,078	△3,165	362,913
	2 小学校費	125,987	△6,634	119,353
	3 中学校費	76,578	△7,487	69,091
	4 幼稚園費	41,311	△6,296	35,015
	5 社会教育費	249,678	△3,431	246,247
	6 保健体育費	53,539	△368	53,171
11 災害復旧費		1,074,587	△96,388	978,199
	1 農林業施設災害復旧費	379,447	△62,813	316,634
	2 公共土木施設災害復旧費	689,700	△33,332	656,368
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	2,863	△243	2,620
12 公債費		1,469,201	△14	1,469,187
	1 公債費	1,469,201	△14	1,469,187
13 諸支出金		588,748	△77,110	511,638

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 基金費	588,748	△77,110	511,638
14 予備費		30,038	67	30,105
	1 予備費	30,038	67	30,105
補正されなかつた款項にかかると分				
歳出合計		12,192,746	△617,095	11,575,651

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 4 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	2,004,053	5,805	2,009,858
8 ゴルフ場利用税交付金	10,689	△300	10,389
11 地方交付税	4,262,398	57,824	4,320,222
13 分担金及び負担金	20,302	△4,347	15,955
14 使用料及び手数料	146,134	△12,825	133,309
15 国庫支出金	1,629,454	△60,172	1,569,282
16 県支出金	812,353	△47,783	764,570
17 財産収入	74,336	△15,336	59,000
18 寄附金	417,112	△83,873	333,239
19 繰入金	827,123	△363,943	463,180
21 諸収入	164,171	△1,125	163,046
22 町 債	860,000	△92,300	767,700
23 自動車取得税交付金	0	1,280	1,280
補正されなかつた款項にかかる分	964,621		964,621
歳 入 合 計	12,192,746	△617,095	11,575,651

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	104,840	△2,037	102,803				△2,037
2 総務費	1,526,325	△117,081	1,409,244	△11,074	2,400	△20,134	△88,273
3 民生費	3,347,912	△53,697	3,294,215	16,828	900		△71,425
4 衛生費	1,065,453	△47,137	1,018,316	△21,700	△1,200	△33	△24,204
6 農林水産業費	436,695	△77,100	359,595	△3,589	1,200	1,061	△75,772
7 商工費	279,199	△22,874	256,325	△7,059		△1,088	△14,727
8 土木費	916,782	△93,219	823,563	△21,502	△48,400	△8,686	△14,631
9 消防費	439,795	△3,124	436,671		△4,200	1,603	△527
10 教育費	913,171	△27,381	885,790	△9,979	100	△117	△17,385
11 災害復旧費	1,074,587	△96,388	978,199	△49,880	△43,100	△5,433	2,025
12 公債費	1,469,201	△14	1,469,187				△14
13 諸支出金	588,748	△77,110	511,638			△77,376	266
14 予備費	30,038	67	30,105				67
補正されなかった款項にかかる分	0		0				
歳出合計	12,192,746	△617,095	11,575,651	△107,955	△92,300	△110,203	△306,637

1. 歳入

町 税

補正第 14号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1	1	町 税	千円 2,004,053	千円 5,805	千円 2,009,858		千円	
		町民税	697,543	2,000	699,543			
		1 個 人	608,320	2,000	610,320			
						1 現年課税分	4,000	所得割 575,690-571,690
						2 滞納繰越分	△2,000	3,144-5,144
2		固定資産税	993,006	4,000	997,006			
		1 固定資産税	992,247	4,000	996,247			
						1 現年課税分	4,000	現年課税分 985,290-981,290
3		軽自動車税	82,356	△45	82,311			
		3 軽自動車税	159	△45	114			
						2 滞納繰越分	△45	113-158
4		町たばこ税	124,258	△150	124,108			
		1 町たばこ税	124,258	△150	124,108			
						1 現年課税分	△150	124,108-124,258

ゴルフ場利用税交付金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
8		ゴルフ場利用税 交付金	千円 10,689	千円 △300	千円 10,389		千円	
	1	ゴルフ場利用税 交付金	10,689	△300	10,389			
		1 ゴルフ場利用税 交付金	10,689	△300	10,389			
						1 ゴルフ場利用税 交付金	△300	10,389-10,689
11		地方交付税	4,262,398	57,824	4,320,222			
	1	地方交付税	4,262,398	57,824	4,320,222			
		1 地方交付税	4,262,398	57,824	4,320,222			
						1 地方交付税	57,824	普通地方交付税 3,864,222-3,806,398
13		分担金及び負担 金	20,302	△4,347	15,955			
	1	分 担 金	11,306	△4,263	7,043			
		1 農林水産業費分 担金	800	1,170	1,970			

分担金及び負担金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	1,170	1,970-800	千円
		2 災害復旧費分担金	10,506	△5,433	5,073			
						△5,433	現年 農地 3,313-4,760 農業用施設 1,760-5,746	△1,447 △3,986
2		負担金	8,996	△84	8,912			
		2 衛生費負担金	84	△84	0			
							1 産後ケア事業負担金	△840-84
14		使用料及び手数料	146,134	△12,825	133,309			
	1	使用料	113,580	△8,905	104,675			
		1 総務使用料	3,196	△414	2,782			
							3 町民農園使用料	△638-44
							4 田舎暮らし体験住宅使用料	△408672-1,080
		3 衛生使用料	13,266	△177	13,089			

使用料及び手数料

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円	1 体力づくりプログラム使用料	千円 △133	639-772	千円
						2 かつらぎ斎場使用料	△44	動物火葬料 551-595	
		5 山振施設使用料	2	△1	1				
						2 東谷ふるさとセンター使用料	△10-1		
		6 林業使用料	540	△180	360				
						1 緑の雇用担い手住宅使用料	△180	360-540	
		8 土木使用料	90,401	△8,016	82,385				
						11 有料公園施設使用料	△8,016	パークゴルフ場使用料 14,424-22,440	
		9 教育使用料	2,833	△117	2,716				
						1 行政財産使用料	△48	学校敷地使用料 0-48	
						2 学校施設使用料	△19	屋内運動場使用料 82-120 屋外運動場使用料 23-2 教室等使用料 0-2	△38 21 △2

使用料及び手数料

補正第 14号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円	3 公民館使用料	45	107-62	千円
						4 有料公園施設使用料	△8	中飯降公園使用料 612-528 テニスコート使用料 28-120	84 △92
						5 かつらぎ体育センター使用料	△87	465-552	
2		手数料	32,554	△3,920	28,634				
		1 総務手数料	8,567	△300	8,267				
						1 地籍図及び土地情報に関する手数料	△100	土地情報管理システム及び座標値一覧表交付手数料 533-633	
						2 督促手数料	△100	329-429	
						3 諸証明手数料	△100	税務証明手数料 597-697	
3		衛生手数料	22,962	△2,948	20,014				
						3 じん芥収集手数料	△2,928	ごみ袋手数料 18,572-21,500	
						4 許可手数料	△20	一般廃棄物処理業許可手数料 60-80	
5		林業手数料	1	△1	0				

使用料及び手数料

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円			千円
		6 土木手数料	998	△671	327			
						1 鳥獣飼養許可手数料		△10-1
						2 開発許可等手数料		△670 200-870
						5 優良宅地、優良住宅認定等手数料		△10-1
15		国庫支出金	1,629,454	△60,172	1,569,282			
	1	国庫負担金	889,974	△47,074	842,900			
		1 民生費国庫負担金	462,311	△6,804	455,507			
						6 児童手当負担金		△6,804 127,963-134,767
		2 衛生費国庫負担金	33,504	△12,762	20,742			
						1 新型コロナウイルス感染症対策費国庫負担金		△12,762 20,742-33,504

国庫支出金

補正第14号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		明
						区分	金額	
		3 教育費国庫負担金	千円 8,670	千円 △2,263	千円 6,407		千円	
						1 子どものための教育・保育給付費負担金	△2,263	6,407-8,670
		4 災害復旧費国庫負担金	385,489	△25,245	360,244			
						1 土木施設災害復旧費負担金	△25,245	360,244-385,489
2		国庫補助金	715,543	△13,098	702,445			
		1 総務費国庫補助金	23,964	△209	23,755			
						1 住宅市街地総合整備事業補助金	△1,707	空き家対策総合支援事業費補助金 2,549-4,256
						3 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	2,464	11,231-8,767
						4 マイナンバーカード交付事務費補助金	△556	9,975-10,531

国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
			千円	千円	千円	5	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	千円 △410,0410	千円
		2 民生費国庫補助金	61,214	△323	60,891				
						2	ひきこもり対策推進事業補助金	1,010	2,000-990
						4	子ども・子育て支援交付金事業補助金	△1,333	放課後児童健全育成事業 14,658-15,991
		3 衛生費国庫補助金	102,451	△7,062	95,389				
						2	緊急風しん抗体検査事業補助金	△122	367-489
						4	母子保健衛生費国庫補助金	42	妊娠・出産包括支援事業補助金 620-578
						6	新型コロナウイルス感染症対策事業補助金	△5,581	15,063-20,644

国庫支出金

補正第14号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
			千円	千円	千円	7 浄化槽設置交付金	△1,484	3,814-5,298	千円
						9 疾病予防対策事業費等補助金	83	83-0	
		4 土木費国庫補助金	160,209	△19,459	140,750				
						1 社会資本整備総合交付金	△20,803	公営住宅等ストック総合改善事業 8,041-11,321 公営住宅等整備事業 11,715-9,353 かつらぎ西部公園整備事業 49,000-68,885	△3,280 2,362 △19,885
						2 道路メンテナンス事業費補助金	4,119	29,777-25,658	
						3 住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	△2,025	1,167-3,192	
						4 住宅市街地総合整備事業補助金	△750	空き家対策総合支援事業費補助金 500-1,250	
		6 教育費国庫補助金	20,926	△5,574	15,352				

国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
			千円	千円	千円	1 特別支援教育就学奨励費補助金	千円 △350	小学校特別支援教育就学奨励費補助金 131-293 中学校特別支援教育就学奨励費補助金 152-340	千円 △162 △188
						4 地域スポーツクラブ活動体制整備事業費補助金	△4,828	4,280-9,108	
						8 住宅市街地総合整備事業補助金	△396	空き家対策総合支援事業補助金 2,458-2,854	
		7 デジタル田園都市国家構想交付金	2,409	△1,559	850				
						1 デジタル田園都市国家構想交付金	△1,559	地方創生推進交付金 850-2,409	
		8 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	127,065	26,588	153,653				
						1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	26,588	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 非課税支援 78,549-51,961	

国庫支出金

補正第 14号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
		10 商工費国庫補助金	千円 5,500	千円 △5,500	千円 0		千円		千円
16		県支出金	812,353	△47,783	764,570				
	1	県負担金	397,897	△3,295	394,602				
		2 民生費県負担金	323,044	△1,025	322,019				
								6 児童手当負担金	△1,025
		3 農林水産業費県負担金	40,184	△266	39,918				
								1 中山間地域等直接支払交付金	△266
		4 教育費県負担金	7,413	△2,004	5,409				
								1 子どものための教育・保育給付費負担金	△2,004
	2	県補助金	399,095	△33,639	365,456				

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		1 総務費県補助金	千円 12	千円 △6	千円 6			千円
						1 国土利用計画法 施行事務市町村 交付金	△6	依頼調査事務費交付金 0-6
		2 民生費県補助金	80,203	△1,608	78,595			
						2 在宅福祉事業補 助金	△275	老人クラブ活動助成費 771-1,046
						16 子ども・子育て 支援交付金事業 補助金	△1,333	放課後児童健全育成事業 14,658-15,991
		3 衛生費県補助金	9,838	△1,876	7,962			
						1 健康増進事業費 補助金	△76	980-1,056
						2 和歌山県健康推 進員活動助成事 業費補助金	△30	150-180
						3 和歌山県がん検 診推進支援事業 補助金	△271	1,012-1,283

県支出金

補正第 14号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円			千円
						5 一般不妊治療費補助金	△15,600-75	
						7 合併処理浄化槽設置補助金	△1,484	3,814-5,298
		4 農林水産業費県補助金	39,640	△3,248	36,392			
						1 農業委員会等交付金	418	2,512-2,094
						2 農地集積・集約化対策事業補助金	△113	369-482
						3 農地利用最適化交付金	△1,630	1,139-2,769
						5 新規就農者育成総合対策事業補助金	△750	3,000-3,750
						6 中山間地域等直接支援推進事業交付金		2,292-290

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円			
						7	農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金	千円 △100 0-100
						8	耕作放棄地対策推進事業補助金	△265 0-265
						11	環境保全型農業直接支払制度補助金	△45 887-932
						12	多面的機能支払推進事業補助金	21 626-605
						13	多面的機能支払交付金	△58 8,516-8,574
						14	地域計画策定推進緊急対策事業補助金	△769 93-862
						15	経営所得安定対策等推進事業費補助金	△11 763-774
						20	病害虫防除対策事業補助金	52 52-0
		6 土木費県補助金	2,769	△2,043	726			

県支出金

補正第 14号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	1 和歌山県住宅耐震化促進事業費補助金	△2,043	726-2,769 千円
		8 教育費県補助金	3,457	△138	3,319			
						1 紀の国緑育推進事業補助金	△99	522-621
						6 放課後子ども教室推進事業補助金	△39	199-238
		9 災害復旧費県補助金	261,426	△24,635	236,791			
						1 災害復旧費補助金	△24,635	現年 農地 282 69,582-69,300 農業用施設 △9,297 117,811-127,108 林道 49,180-64,800 △15,620
		10 和歌山県移譲事務市町村交付金	757	△85	672			
						1 和歌山県移譲事務市町村交付金	△85	優良宅地、優良住宅認定等事務交付金 0-10 △10

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		明
						区分	金額	
			千円	千円	千円			千円 農地法許可等事務交付金 200-275 △75
3		県委託金	15,361	△10,849	4,512			
		1 総務費県委託金	12,794	△10,849	1,945			
						2 統一地方選挙委 託金	△10,849	192-11,041
17		財産収入	74,336	△15,336	59,000			
	1	財産売払収入	58,819	△15,336	43,483			
		2 物品売払収入	16,857	△570	16,287			
						1 物品売払収入	△570	資源ごみ 830-1,400
		3 生産物売払収入	41,662	△14,766	26,896			
						1 生産物売払収入	△14,766	コンテナ 127-180 ふるさとかつらぎ寄附金特産品 26,737-41,450 △53 △14,713
18		寄附金	417,112	△83,873	333,239			
	1	寄附金	417,112	△83,873	333,239			

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		明
						区分	金額	
		1 一般寄附金	千円 10	千円 603	千円 613		千円	千円
		2 ふるさとかつら ぎ寄附金	410,000	△87,625	322,375	1 一般寄附金	603 613-10	
		3 企業版ふるさと 納税	7,100	2,150	9,250	1 ふるさとかつら ぎ寄附金	△87,625 322, 375-410, 000	
		5 農林水産業費寄 附金	2	999	1,001	1 企業版ふるさと 納税	2,150 9, 250-7, 100	
		繰入金	827,123	△363,943	463,180	1 農林水産業費寄 附金	999 1, 000-1	
19		特別会計繰入金	75,535	△17	75,518			
		3 介護保険事業会 計繰入金	25,531	△17	25,514			

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円			千円
	2	基金繰入金	751,588	△363,926	387,662			
		1 基金繰入金	751,588	△363,926	387,662			
						1 財政調整基金繰入金	△371,500	14,000-385,500
						2 ふるさとかつらぎ基金繰入金	568	349,768-349,200
						3 企業版ふるさと納税基金繰入金	7,006	11,494-4,488
21		諸収入	164,171	△1,125	163,046			
	1	延滞金加算金及び過料	2,450	△900	1,550			
		1 延滞金	2,450	△900	1,550			
						1 延滞金	△900	1,550-2,450
4		受託事業収入	9,177	73	9,250			
		2 農林水産業費受託金	369	73	442			

諸 収 入

補 正 第 1 4 号

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
		千円	千円	千円	1 農業者年金事務 受託金	千円 73	4 4 2 - 3 6 9 千円
5	雑 入	151,232	△298	150,934			
	1 雑 入	151,232	△298	150,934	1 雑 入	△298	紀の川種門操作委託 伝送路移設補償費 救急医療情報システム負担金返還金 1,603 △1,900 △1
22	町 債	860,000	△92,300	767,700			
	1 町 債	860,000	△92,300	767,700			
	1 民 生 債	26,600	900	27,500	1 民生債	900	災害援護資金貸付金 1,700-3,200 過疎対策事業 子ども医療費 25,800-23,400 △1,500 2,400
	2 衛 生 債	152,200	△1,200	151,000	1 衛生債	△1,200	辺地対策事業 飲料水供給施設整備事業 99,700-95,100 過疎対策事業 斎場改修事業 38,700-40,100 4,600 △1,400

町 債

項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円 △600
						ごみ収集車購入 7,900-8,500 合併処理浄化槽設置補助金 1,100-2,900 一般会計出資債 水道事業 2,900-4,900
3 農林水産業債	3,100	1,200	4,300			
				1 農林水産業債	1,200	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業 ため池改修事業 1,200-0
4 土 木 債	194,100	△48,400	145,700			
				1 土木債	△48,400	過疎対策事業 橋梁点検 10,300-12,700 長寿命化修繕事業 3,700-3,300 公共下水道事業 13,200-32,800 かつらぎ西部公園整備事業 52,700-71,800
						△2,400 400 △19,600 △19,100

項 目	補正前の額	補正額	計	節		明 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円			千円
						緊急自然災害防止対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 7,900-8,200 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 500-0 公共施設等適正管理推進事業 道路改良事業 10,800-11,600 公営住宅建設事業 妙寺団地建替事業 10,900-14,700 公営住宅等ストック総合改善事業 8,000-11,300
5 消 防 債	19,500	△4,200	15,300			
				1 消 防 債	△4,200	過疎対策事業 防災基盤整備 2,100-4,300 緊急防災・減災事業 防災情報システム負担金 9,900-11,900
6 教 育 債	44,200	100	44,300			

町債

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
			千円	千円	千円	1 教育債	千円 100	過疎対策事業 スクールバス購入 5,200-6,500 脱炭素化推進事業 かつらぎ公園外灯照明更新事業 1,400-0	千円 △1,300 1,400
		7 災害復旧債	385,500	△43,100	342,400				
						1 補助災害復旧債	△68,300	現年 農地 300-22,800 農業用施設 0-29,100 林道補助 4,600-8,200 公共土木施設 190,300-203,400	△22,500 △29,100 △3,600 △13,100
						2 単独災害復旧債	25,200	現年 農業用施設 14,800-1,500 林道 18,400-17,400 公共土木施設 101,200-100,400 公共施設等 2,100-2,300 農地 10,300-0	13,300 1,000 800 △200 10,300

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
			千円	千円	千円		千円	千円
		9 総務債		2,400	2,400			
						1 総務債	2,400	脱炭素化推進事業 公用車購入 2,400-0
23		自動車取得税交 付金		1,280	1,280			
	1	自動車取得税交 付金		1,280	1,280			
		1 自動車取得税交 付金		1,280	1,280			
						1 自動車取得税交 付金	1,280	1,280 1,280-0
		歳入合計	12,192,746	△617,095	11,575,651			

2. 歳出
議会費

款項	目	補正額	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節区分	金額	説明		
						国県支出金	特定財源	一般財源					
1	議会費	千円 104,840	千円 104,840	千円 △2,037	千円 102,803	千円	千円	千円		千円			
	1 議会費	104,840	104,840	△2,037	102,803			△2,037					
	1 議会費	104,840	104,840	△2,037	102,803			△2,037					
2	総務費	1,526,325	1,409,244	△117,081	1,409,244	△11,074	2,400	△20,134	△88,273	1 報酬	△8	委員長	
										3 職員手当等	△100	扶養手当	
										7 報償費	△120	手話通訳謝礼 議員研修講師謝金 議会モニター謝礼	△30 △30 △60
										12 委託料	△739	速記委託料 議会映像配信業務委託料	△439 △300
										13 使用料及び賃借料	△20	車借上料	
										17 備品購入費	△150	机 マイク	△80 △70
										18 負担金、補助及び交付金	△900	政務活動費	

総務費

補正第 14号

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
						特	定	財	源		
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1		総務管理費	1,280,924	△95,048	1,185,876	△2,133	2,400	△19,934	千円 △75,381		
	1	一般管理費	431,423	△7,727	423,696	△420	2,400	△1	△9,706		
										1 報 酬	△3,500
										2 給 料	45
										3 職員手当等	△3,018
										扶養手当	△140
										児童手当	△90
										住居手当	△72
										通勤手当	△168
										超勤手当	200
										期末勤勉手当	△1,809
										会計年度任用職員期末手当	△895
										地域手当	△44
										4 共 済 費	△243
										職員共済組合負担金	
										11 役 務 費	△30
										総合賠償補償保険料	△25
										災害対策費用保険料	△5
										12 委 託 料	△256
										行政不服審査事務委託料	
										17 備品購入費	△2,454
										公用車	
										18 負担金、補助及び交付金	1,779
										退職手当負担金	1,852
										旧恩給組合負担金	△73

総務費

款項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節分区	金額	説明
					国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	26	公課費	自動車重量税 千円 △50
2	人事管理費	6,589	△1,277	5,312			△1,277		7	報償費	講師謝金 △30
									8	旅費	職員旅費 △64
									10	需用費	消耗品費 燃料費 △12 △15
									12	委託料	職員健康検査委託料 職員一般研修委託料 △651 △464
									13	使用料及び賃借料	駐車料金 有料道路通行料 △3 △20
4	広報費	13,968		13,968					18	負担金、補助及び交付金	研修負担金 △18
5	会計管理費	62,225	876	63,101		△2,800	2,800				
									2	給料	職員給 1,045
									3	職員手当等	43 扶養手当 通勤手当 12 31

総務費

補正第14号

款	項	目	補正額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	明	
						国県支出金	地方債	その他	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	4 共済費	職員共済組合負担金	千円
		6 財産管理費	4,033	△222	3,811			△222		1 報酬	財産処分審議会委員	△46
										7 報償費	笠田駅周辺用地有効活用検討委員会委員報酬費 公有財産利活用審査委員報償費	△141 △80 △61
										8 旅費	職員旅費 公有財産利活用審査委員旅費	△25 △16 △9
										10 需用費	食糧費	△10
		7 企画費	332,305	△72,144	260,161	△1,713	△14,713	△55,718		7 報償費	手話通訳謝礼	△2
										8 旅費	職員旅費	△135
										10 需用費	消耗品費 印刷製本費	△27 △1
										11 役務費	郵送料 広告料	△3,104 △3,085
										12 委託料	ふるさとかつらぎ寄附金特産品送付業務委託料	△64,253 △57,596

総務費

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	明
						国県支出金	地方債	その 他	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円	
												ふるさと納税支援業務委託料 △6,657
									13 使用料及び 賃借料	△979		会場借上料 △20 クレジットカード公金支払サービ ス利用料 △959
									18 負担金、補 助及び交付 金	△3,643		和歌山線活性化検討委員会負担金 △50 全国過疎地域連盟和歌山県支部会費 △73 空き家改修事業補助金 △3,200 空き家片付け事業補助金 △320
		8 交通安全対 策費	5,269	△190	5,079			△190				
									7 報 償 費	△190		交通指導員報償費 △100 交通指導員退職報償費 △90
		10 地域交流セ ンター管理 費	20,969		20,969		△6	6				
		11 支 所 費	143,802	△222	143,580			△222				
									3 職員手当等		△7	通勤手当
									4 共 済 費	△215		職員共済組合負担金
		12 諸 費	10,061		10,061		△6	6				

総務費

補正第14号

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
					特別支出金	国庫支出金	地方債	その他			
	13 電算管理費	千円 42,115	千円 △550	千円 41,565	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	14 地域インターネット管理費	68,046	△9,385	58,661			△9,385	12 委託料	△550	文書管理システム導入委託料	
								12 委託料	△7,165	ファイルサーバー更改業務委託料 △7,000 パソコン本人認証システムユーザー追加業務委託料 △110 会議録作成支援システム導入業務委託料 △55	
								13 使用料及び賃借料	△88	会議録作成支援システム利用料	
								17 備品購入費	△2,132	パソコン △2,000 メールソフトライセンス △132	
	16 友好交流費	944	△409	535			△409	12 委託料	△409	子ども会交流委託料	
	17 地籍調査事業費	32,641	△898	31,743		△100	△798				
								3 職員手当等	△156	期末勤勉手当	

総務費

款	項	目	補正の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
						国県支出金	特定地方債	財源その他	一般財源		
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
										4 共済費	職員共済組合負担金
										11 役務費	車登録手数料 自賠責保険料
										12 委託料	地籍調査事業委託料 データ移行業務委託料
										18 負担金、補助及び交付金	近畿ブロック国土調査推進連絡協議会負担金
		19 かつらぎまつり実施事業費	4,500	△1,000	3,500			△1,000			
		20 携帯電話等エリア整備事業費	4,499	△1,900	2,599			△1,900		12 委託料	かつらぎ夏まつり実行委員会委託料
		21 田舎暮らし体験住宅管理費	1,036		1,036					12 委託料	伝送路移設業務委託料
	2	徴税費	129,534	△1,030	128,504			△200			
								△830			

総務費

補正第 14号

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特別支出金	定額地方債	財源 その他	一般財源	区分	金額	
		1 税務賦課徴 収費	千円 129,534	千円 △1,030	千円 128,504	千円 △200	千円 △830				千円	
									2 給	料	40	職員給
									3 職員手当等		△804	管理職手当 扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当 特勤手当 40 △105 △140 △318 △254 △27
									4 共済費		△264	職員共済組合負担金
									7 報償費		△2	税作文表彰記念品
3		戸籍住民基 本台帳費	73,421	△194	73,227		△2,102					
		1 戸籍住民基 本台帳費	73,421	△194	73,227		△2,102					
									1 報	酬	△120	会計年度任用職員
									2 給	料	△26	職員給
									3 職員手当等		△1,881	通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当 △72 △1,500 △309

総務費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明	
						国県支出金	地方債	財源その他	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	4 共済費	職員共済組合負担金 △371	千円
										11 役員費	郵送料 △185	
										12 委託料	マイナンバーカード申請支援業務委託料 △45 戸籍電算システム保守委託料 △30 戸籍附票システム改修業務委託料 2,464	
4		選挙費	33,841	△20,649	13,192	△10,849		△9,800				
		1 選挙管理委員会費	9,091	△6	9,085			△6				
										13 使用料及び賃借料	駐車料金 △1 有料道路通行料 △5	
		2 統一地方選挙費	11,043	△10,753	290	△10,849		96				
										1 報酬	選挙管理委員会委員長 △24 選挙管理委員会委員 △69 投票管理者及び投票立会人 △1,384 投票事務打合せ会 △205 開票立会人 △45 会計年度任用職員 △441	
										3 職員手当等	超勤手当 △200 投票及び開票事務手当 △4,800	

総務費

款	項	目	補正額	補正額の前	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
							国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源		
		1 報 酬	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	選挙立会人 投票管理者及び投票立会人 投票事務打合せ会
		3 職員手当等	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	投票及び開票事務手当 期日前投票事務手当
		10 需用費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	燃料費 印刷製本費 電気料 水道料 修繕費
		11 役務費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	郵送料 水道開始手数料 水道中止手数料 不在者投票管理手数料 傷害保険料
		12 委託料	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	選挙ポスター掲示板作成設置・撤去委託料 投票用事務機器及びシステム等保守点検業務委託料
		13 使用料及び賃借料	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	投票所借上料 投票所トイレ借上料

総務費

補正第 14号

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	18 負担金、補助及び交付金	千円 △1,988	町長選挙費用負担金 千円
5		統計調査費	8,210	△160	8,050			△160				
	1	統計調査総務費	7,173	△31	7,142			△31				
										3 職員手当等	△31	通勤手当
	2	基幹統計費	1,037	△129	908			△129				
										1 報酬	△129	統計調査調査員
3		民生費	3,347,912	△53,697	3,294,215	16,828	900	△71,425				
	1	社会福祉費	2,361,354	△36,835	2,324,519	27,323		△64,158				
		1 社会福祉総務費	1,167,217	△34,891	1,132,326	27,598		△62,489				
										2 給料	△1,045	職員給
										3 職員手当等	△2,560	扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当 超勤手当
												△139 △80 △34 △81 △2,226

民生費

款項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節分区	金額	説明
					国県支出金	地方債	その他の財源			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	4 共済費	千円 △186	職員共済組合負担金
						千円	千円	7 報償費	△136	講師謝金 障害者相談員報償費
								8 旅費	△2	職員旅費
								10 需用費	△573	消耗品費 印刷製本費
								11 役務費	△388	電話料 郵送料 口座振込手数料
								12 委託料	△1,089	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支給 付金システム改修委託料
								17 備品購入費	△1	パソコン
								19 扶助費	△18,660	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支給 付金
								22 償還金、利子及び割引料	△13	低所得者介護保険料軽減分負担金返還金
								27 繰出金	△10,238	国民健康保険事業特別会計繰出金（職員給与費等） △166

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						前	後	特	定	財	源	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
												国民健康保険事業特別会計繰出金(財政安定化支援事業) △9,329 介護保険事業特別会計繰出金(職員給与費等) △667 国民健康保険事業特別会計繰出金(天診分) △76
		3 老人福祉費	118,938	△902	118,036	△275			△627			
										12 委託料	△627	緊急通報システム事業委託料
										18 負担金、補助及び交付金	△275	かつらぎ町シルバー人材センター補助金 △30 老人クラブ育成補助金 △245
		8 後期高齢者医療事業費	384,978	△109	384,869				△109			
										27 繰出金	△109	後期高齢者医療事業特別会計繰出金(職員給与費等)
		12 総合支援費	515,431	△594	514,837				△594			
										3 職員手当等	△123	会計年度任用職員期末手当
										7 報償費	△440	講師謝金 △90 手話通訳謝礼 △350
										8 旅費	△3	職員旅費

民生費

補正第14号

款項	目	補正額の 補正額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					特別支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
	17 住宅新築資金等貸付事業費	千円 381	千円 △250	千円 131	千円	千円	千円	千円			千円
									12 委託料	△250	弁護士費用
2	児童福祉費	961,628	△15,362	946,266	△10,495	2,400	△7,267				
	1 児童福祉総務費	72,195	△4,522	67,673			△4,522				
									2 給料	△2,101	職員給
									3 職員手当等	△873	超勤手当 期末勤勉手当
									4 共済費	△701	職員共済組合負担金
									7 報償費	△10	講師謝金
									12 委託料	△50	一時保育業務委託料
									13 使用料及び賃借料	△10	有料道路通行料
									18 負担金、補助及び交付金	△668	紀州っ子いっぱいサポート事業補助金(児童発達支援センター等) △284 保育料助成金(児童発達支援センター等) △384

民生費

款項	目	補正の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
					千円	千円	千円	千円			区分	金額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	19 扶助費	千円 △108	心身障害児扶助費	千円
									22 償還金、利子及び割引料	△1	補助金返還金	
	2 児童措置費	195,235	△8,855	186,380	△7,829		△1,026		19 扶助費	△8,855	児童手当費	
	4 子ども医療費	66,420		66,420	2,400		△2,400					
	6 こども園運営費	483,867	7,481	491,348			7,481		12 委託料	7,481	こども園運営委託料	
	8 児童健全育成事業費	62,250	△5,000	57,250	△2,666		△2,334		12 委託料	△4,000	学童保育施設運営委託料	
	9 児童福祉施設総務費	37,454	△4,455	32,999			△4,455		18 負担金、補助及び交付金	△1,000	放課後児童健全育成事業補助金	

民生費

補正第 14号

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特別支出金	国庫支出金	地方債	その他の財源	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	2 給料	千円 △2,625	職員給
										3 職員手当等	△903	扶養手当 児童手当 通勤手当 期末勤勉手当
										4 共済費	△903	職員共済組合負担金
										7 報償費	△20	講師謝金
										8 旅費	△4	職員旅費
		10 児童福祉施設管理費	9,744	△11	9,733				△11			
										18 負担金、補助及び交付金	△11	遊具日常点検講習会参加負担金
3		災害救助費	24,930	△1,500	23,430		△1,500					
		1 災害救助費	24,930	△1,500	23,430		△1,500					
4		衛生費	1,065,453	△47,137	1,018,316	△21,700	△1,200	△33	△24,204	20 貸付金	△1,500	災害援護資金貸付金
		1 保健衛生費	631,150	△36,140	595,010	△18,732	1,200	3,538	△22,146			

衛生費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	特定地方債	財源その他	一般財源	区分	金額	
		1 保健衛生総務費	千円 119,309	千円 △3,834	千円 115,475	千円 △76	千円	千円 △1	千円 △3,757		千円	
										1 報	△1,571	会計年度任用職員
										2 給	△917	職員給
										3 職員手当等	△313	管理職手当 扶養手当 通勤手当 会計年度任用職員期末手当
										4 共 済 費	△810	職員共済組合負担金 会計年度任用職員共済組合負担金 会計年度任用職員公務災害負担金 会計年度任用職員法定福利費
										8 旅 費	△216	職員旅費 会計年度任用職員費用弁償
										10 需 用 費	△2	消耗品費
										13 使用料及び 賃借料	△2	駐車料金
										18 負担金、補 助及び交付 金	△3	伊都保健師業務研究会費 和歌山県市町村保健師協議会負担金

衛生費

補正第14号

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額	
		2 予防費	千円 101,460	千円 △7,060	千円 94,400	千円 △340	千円	千円 3,800	千円 △10,520		千円	
										7 報償費	△37	講師謝金 健康かつらぎ21推進委員報償費 △30 △7
										8 旅費	△11	職員旅費
										11 役務費	△401	郵送料 風しん抗体検査事務手数料 風しん予防接種事務手数料 △384 △13 △4
										12 委託料	△6,562	胃検診委託料(集団) 胃検診委託料(個別) 大腸がん検診委託料(集団) 胸部肺がん検診委託料(集団) 肝炎検診委託料(集団) 前立腺がん検診委託料(集団) 乳がん検診委託料(集団) 子宮がん検診委託料(個別) 一般健康診査委託料(集団) 一般健康診査委託料(個別) 若年者集団健康診査委託料 ヤング健康診査委託料 緊急風しん抗体検査委託料 風しん予防接種委託料 予防接種委託料 医療廃棄物処理委託料 健康管理システム改修業務委託料 △400 △700 △62 △250 △30 △92 △524 △400 △20 △50 △679 △182 △230 △201 △3,000 △6 264

衛生費

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節区分	金額	説明
					特別支出金	財源				
						国県支	地方債			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	駐車料金 有料道路通行料
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	△3 △4
3	環境衛生費	214,998	△2,031	212,967		2,600	△4,631		△42	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種助成費
									△31	小田井・三谷井・七郷井清掃補助金
									△2,000	水道事業会計出資金
4	母子保健費	29,108	△181	28,927	27		△124			
									△61	講師謝金 助産師報償費 歯科衛生士報償費
									△33	職員旅費
									△4	計量器検査料
									△53	駐車料金 有料道路通行料 車借上料
									△30	一般不妊治療費

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
		5 保健福祉センター管理費	千円 17,572	千円 17,572	千円 17,572	千円 133	千円 △133	千円 △281		千円		
		7 高齢者保健事業費	6,922	△281	6,641			△281				
		8 斎場管理費	65,946	△2,749	63,197		△1,400	△44	△1,305			
										10 需用費	730	電気料
										12 委託料	△1,558	かつらぎ斎場改修工事設計監理業務委託料
										14 工事請負費	△1,921	かつらぎ斎場改修工事
		9 新型コロナウイルス感染症対策費	74,747	△20,004	54,743	△18,343			△1,661			
										3 職員手当等	△453	超勤手当
										7 報償費	△3,405	医師報償費 △813 看護師報償費 △598 薬剤師報償費 △210 新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金 △1,784

款項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					補正額	補正額	補正額	補正額	区分	金額	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	7 報債費	千円 △25	講師謝金 し尿収集運搬料金等協議会委員報償費 △15
									13 使用料及び借借料	△117	借地料 清掃汚泥収集車借上料 △9 △108
	2 じん芥処理費	89,551	△2,799	86,752	△600	△3,498	1,299		17 備品購入費	△1,091	ごみ収集車
									18 負担金、補助及び交付金	△1,708	分別収集補助金 ごみ集積施設設置補助金 △488 △1,220
	3 し尿処理費	70,984	△7,164	63,820	△1,800		△2,396		18 負担金、補助及び交付金	△7,164	和歌山県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金 合併処理浄化槽設置補助金 し尿汲取料等補助金 公共下水道認可区域内合併処理浄化槽設置補助金 都市計画区域内合併処理浄化槽設置補助金 △2 △4,450 △235 △1,328 △1,149
6	農林水産業費	436,695	△77,100	359,595	1,200	1,061	△75,772				

農林水産業費

項 款	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分 区	金額	明 細
					国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
1	農業費	千円 347,930	千円 △73,800	千円 274,130	千円 △3,589	千円 1,200	千円 1,243	千円 △72,654	千円	千円	
	1 農業委員会費	23,338	△991	22,347	△1,400			409			
									2 給料	△333	職員給
									3 職員手当等	△209	扶養手当 児童手当 通勤手当 期末勤勉手当
									8 旅費	△41	職員旅費 委員旅費
									11 役務費	△408	郵送料
2	農業総務費	51,781	△850	50,931				△850			
									3 職員手当等	△533	扶養手当 住居手当 通勤手当 期末勤勉手当
									4 共済費	△717	職員共済組合負担金
									18 負担金、補助及び交付金	△229	伊都地方3市町農産物消費拡大協議会負担金

農林水産業費

補正第 14号

款	項	目	補正額の 前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	21 補償、補填及び賠償金	千円 629	損害賠償金
		3 農業振興費	18,574	△1,906	16,668	△750		△1,156		7 報償費	△8	人・農地プラン検討会委員報償費
										14 工事請負費	△1,148	笠田中圃場調整池浚渫工事
										18 負担金、補助及び交付金	△750	経営開始資金
		4 園芸振興費	16,729	△46	16,683	52		△98				
										18 負担金、補助及び交付金	△46	日本一の果樹産地づくり事業補助金
		6 農業者年金費	369		369		73	△73				
		7 地域振興施設管理費	10,830	98	10,928			98				
										12 委託料	98	弁護士費用

農林水産業費

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
						特別支出金	地方債	その他の財源	区分	金額	
		8 中山間地域等直接支払推進事業費	千円 54,329	千円 △355	千円 53,974	千円 △264	千円	千円 △91		千円	
									18 負担金、補助及び交付金	△355	中山間地域等直接支払交付金
		9 耕作放棄地対策推進事業費	18,349	△6,678	11,671	△365		△6,313			
									18 負担金、補助及び交付金	△6,678	狩猟免許取得支援事業補助金(単独分) △100 狩猟免許取得支援事業補助金(県補助分) △100 機構集積協力金補助金 △265 防護柵設置支援事業補助金 △152 有害鳥獣捕獲支援事業補助金 △5,507 わな設置支援事業補助金(国補助分) △554
		10 環境保全型農業直接支払制度事業費	1,247	△59	1,188	△45		△14			

農林水産業費

補正第 14号

款	項	目	補正額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金 千円	特定地方債 千円	財源 千円	その他 千円	区分	金額 千円	
										18 負担金、補助及び交付金	千円 △59	環境保全型農業直接支払制度補助金 千円
		11 多面的機能 支払交付金 事業費	12,091	△77	12,014	△37		△40				
										18 負担金、補助及び交付金	△77	多面的機能支払交付金
		12 経営所得安 定対策等推 進事業費	774	△11	763	△11						
										12 委託料	△11	かつらぎ町農業再生協議会委託料
		13 地域おこし 支援費	2,784	△396	2,388			△396				
										8 旅費	△39	職員旅費
										10 需用費	△139	消耗品費 印刷製本費 △69 △70
										13 使用料及び 賃借料	△14	駐車料金

農林水産業費

款	項	目	補正額 の 前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	17 備品購入費	千円 △100	地域おこし協力隊活動用備品
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	18 負担金、補助及び交付金	△104	地域おこし協力隊活動費補助金
		14 地域計画策定推進緊急対策事業費	262	△183	79	△769	586				
									7 報償費	△183	地域計画策定コーディネーター謝礼
		15 農地総務費	33,217	△686	32,531		△686				
									2 給料	4	職員給
									3 職員手当等	△140	児童手当
									12 委託料	△550	弁護士費用
		16 農道新設改良費	9,604	△2,000	7,604		△2,000				
									14 工事請負費	△2,000	各地区農道等工事
		17 農村地域防災減災事業費	1,600	2,340	3,940	1,200	1,170				

農林水産業費

補正第 14号

款	項	目	補正額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特	定	財	源	区	分	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
						千円		千円	一般財源	18 負担金、補助及び交付金	2,340	千円
		18 農業用施設改良費	92,000	△62,000	30,000				△62,000			
										14 工事請負費	△62,000	
	2	林業費	88,765	△3,300	85,465			△182	△3,118			
		1 林業総務費	47,637		47,637			△181	181			
		3 山村振興総務費	1,853		1,853			△1	1			
		4 山村地域おこし支援費	13,200	△3,300	9,900				△3,300			
										7 報償費	△1,800	
										12 委託料	△1,500	
7		商工費	279,199	△22,874	256,325	△7,059		△1,088	△14,727			
	1	商工費	239,585	△15,853	223,732	△1,559		△1,088	△13,206			
		1 商工総務費	151,001	△15,853	135,148	△1,559		△1,088	△13,206			

商工費

款項	目	補正額 の 前 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説明
					千円	千円	千円	千円			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	職員給
											扶養手当 児童手当 通勤手当 期末勤勉手当
											職員共済組合負担金
											起業支援事業審査委員報償費
											起業支援事業審査委員旅費
											起業支援事業補助金 かつらぎ熱中 食の熱中
2	観光事業振興費	39,614	△7,021	32,593	△5,500					△1,521	起業支援事業補助金 かつらぎ熱中 食の熱中 小学校運営補助金 小学校推進事業補助金
	1 観光事業振興費	15,147	△7,021	8,126	△5,500					△1,521	
											観光コンテンツ造成事業委託料 販路基盤整備・プロモーション事業委託料
											△3,926 △2,750

商工費

補正第14号

款項	目	補正の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
					補正額	補正額	補正額	補正額	区分	金額		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	18 負担金、補助及び交付金	千円 △345	千円	橋本伊都広域観光協議会負担金
8	土木費	916,782	△93,219	823,563	△21,502	△48,400	△8,686	△14,631				
1	土木管理費	44,917	△171	44,746				△171				
	1 土木総務費	44,917	△171	44,746				△171				
									3 職員手当等	△162	△112	扶養手当 通勤手当
									26 公課費	△9		自動車重量税
2	道路橋梁費	221,301	△2,182	219,119	4,119	△2,800		△3,501				
	1 道路橋梁総務費	22,104	△441	21,663				△441				
									2 給料	1		職員給
									3 職員手当等	△163		期末勤勉手当
									4 共済費	△100		職員共済組合負担金
									18 負担金、補助及び交付金	△179		和歌山県道路協議会負担金

土木費

款	項	目	補正額 の 前 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
						特別 支出金	地方債 その他	一般財源	区分	金額	
		3 道路新設改良費	千円 42,900	千円 △8,700	千円 34,200	千円 △800	千円 △7,900	千円		千円	
									12 委託料	△500	町道大谷1号線測量設計業務委託料
									14 工事請負費	△8,200	町道改良工事 町道妙寺37号線道路改良工事 △7,800 △400
		4 社会資本整備 総合交付 金事業費	42,100	△41	42,059		△41				
									3 職員手当等	△41	通勤手当
		7 長寿命化修繕事業費	43,801	7,000	50,801	△2,000	4,881				
									12 委託料	7,000	橋梁点検業務委託料
3		河川費	31,029	△1,109	29,920	200	△1,309				
		1 河川費	15,563	△1,109	14,454	200	△1,309				
									10 需用費	△50	燃料費
									12 委託料	△985	仮設ポンプ設置及び撤去作業委託料

土木費

補正第 14号

款	項	目	補正額	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
							国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源		
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4		都市計画費	511,946		△76,261	435,685	△19,885	△38,700	△8,686	△8,990	18 負担金、補助及び交付金	全国治水砂防協会負担金 和歌山県河川協会負担金 県営河川事業員負担金
		1 都市計画総務費	314,190		△31,644	282,546		△19,600	△670	△11,374		
											1 報酬	都市計画審議会委員
											3 職員手当等	通勤手当
											12 委託料	開発許可審査業務委託料
											18 負担金、補助及び交付金	和歌山県都市計画協会負担金
											27 繰出金	下水道事業会計繰出金
		2 公園費	19,521		△51	19,470				△51		
											2 給料	職員給
											3 職員手当等	扶養手当
		3 公園整備事業費	147,167		△43,176	103,991	△19,885	△19,100		△4,191		

土木費

款項	目	補正額 の 前 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 分 区	金額	説明	
					国県支出金	地方債	その他				
		千円	千円	千円	千円	千円	千円				
	4 かつらぎ西部公園管理費	31,068	△1,390	29,678		△8,016	6,626	10 需用費 11 役務費 12 委託料 14 工事請負費	千円 △734 △100 △908 △41,434	千円 △400 △334 郵送料 かつらぎ西部公園建設用地管理業務委託料 かつらぎ西部公園北側多目的広場整備工事	
								7 報償費	△30	キッズスペース事業講師謝金	
								10 需用費	△1,303	燃料費 電気料 水道料	△76 △1,200 △27
								11 役務費	△4	建物共済費	
								13 使用料及び 賃借料	△53	公共下水道使用料 AEDレンタル料	△35 △18
5	住宅費	107,589	△13,496	94,093	△5,736	△7,100	△660				
	1 住宅管理総務費	16,406	△87	16,319			△87				

土木費

補正第 14号

款	項	目	補正額	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
							特	財源					区分	金額
								国県支出金	地方債	その他				
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1 報 酬	千円	住宅管理審議会委員 入居者選考委員会委員		
		6 木造住宅耐震化促進事業費	8,015		△5,349	2,666	△4,068		△1,281					
										12 委託料	△786	木造住宅耐震診断事業実施委託料 △690 木造住宅耐震補強設計審査事業委託料 △96		
										18 負担金、補助及び交付金	△4,563	非木造住宅耐震診断補助金 △267 耐震ベッド・耐震シェルター設置補助金 △798 木造住宅耐震設計改修工事補助金 (国費分) △1,500 木造住宅耐震設計改修工事補助金 △1,998		
		7 公営住宅等整備事業費	26,085			26,085	2,362	△3,800	1,438					
		8 公営住宅等ストック総合改善事業費	22,642		△6,560	16,082	△3,280	△3,300	20					
										12 委託料	△422	妙寺東団地屋根外壁改修工事設計監理業務委託料		

消防費

補正第 14号

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特 定	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
			千円	千円	千円				千円	12 委託料	1,601	樋門操作委託料 千円
		6 防災センター管理費	4,753	△1	4,752				△1			
		7 防災費	32,367	△2,033	30,334		△2,000		△33	18 負担金、補助及び交付金		△1 防火管理者講習会負担金
										18 負担金、補助及び交付金	△2,033	和歌山県総合防災情報システム負担金
10		教育費	913,171	△27,381	885,790	100		△117	△17,385			
	1	教育総務費	366,078	△3,165	362,913		△1,300		△1,865			
		1 教育委員会費	896	△25	871				△25			
										7 報償費	△25	教育委員会表彰記念品
		2 事務局費	128,186	△610	127,576				△610			
										2 給料	20	職員給
										3 職員手当等	△42	扶養手当 △37

教育費

款項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
					国県支出金	特出金	補正額	区分	金額	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通勤手当 △5
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	4 共済費	△326	職員共済組合負担金 △323 地方公務員災害補償基金負担金 △3
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	18 負担金、補助及び交付金	△262	退職手当負担金 △247 旧恩給組合負担金 △15
	3 教育諸費	69,341	△2,530	66,811	△1,300	△1,230	△1,230	4 共済費	△218	会計年度任用職員法定福利費
								7 報償費	△50	講師謝金 △28 かつらぎ町教育委員会外部評価委員会委員 報償費 △22
								8 旅費	△20	講師旅費
								12 委託料	△611	英語指導人材派遣委託料
								13 使用料及び賃借料	△2	会場借上料
								17 備品購入費	△1,575	スクールバス
								18 負担金、補助及び交付金	△54	伊都地方特別支援学級・支援学校合同運動 会負担金 △21 教科用図書採択負担金 △18

教育費

款項	目	補正額	補正額	計	補正額の財源内訳			節区分	金額	説明
					特別支出金	地方債	その他の財源			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	職員旅費 会計年度任用職員費用弁償	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	△39	△56	△14 △42
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	△307	△227 △80	入場料 授業目的公衆送信補償金 小学校児童大会等参加費補助金 陸上・水泳記録会補助金
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	△1,113	△290 △143 △203 △328 △9 △13 △127	学用品費 校外活動費 修学旅行費 特別支援教育就学奨励費 クラブ活動費 児童会費 PTA会費
4	紀の国緑育 推進事業費	621	△99	522	△99					
								△72	紀の国緑育推進事業指導業務委託料	
								△27	車借上料	
3	中学校校費	76,578	△7,487	69,091	△5,016	△25	△2,446			

教育費

補正第 14号

款	項	目	補正額 の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特別 支出金	地方債	その 他	一般財源	区分	金額	
			千円	千円	千円					18 負担金、補助及び交付金	千円 △10	和歌山県社会教育主事等連絡協議会負担金
		2 社会教育諸費	66,514	△789	65,725				△789			
										8 旅費	△4	職員旅費
										27 繰出金	△785	シビックセンター特別会計繰出金
		3 放課後子ども教室推進事業費	358	△38	320	△39			1			
										13 使用料及び賃借料	△38	通学合宿布団レンタル料
		4 公民館総務費	36,362	△142	36,220				△142			
										1 報酬	△122	公民館運営審議会委員
										2 給料	2	職員給
										3 職員手当等	△12	通勤手当
										4 共済費	△9	非常勤公務災害負担金

教育費

款項	目	補正前額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節 区分	金額 千円	説明
					特別支出 千円	国庫支出金 千円	地方債 千円	その他の財源 千円			
	5 公民館事業費	3,907	△350	3,557				△350	18 負担金、補助及び交付金	千円 △1	伊都橋本公民館連絡協議会負担金
	6 公民館管理費	70,731	△1,300	69,431			45	△1,345	13 使用料及び貸借料	△350	車借上料 放送設備借上料
	7 文化財保護費	6,290	△23	6,267				△23	10 需用費	△1,300	電気料
	10 文化財拠点施設整備事業費	15,163	△512	14,651				△116	1 報酬	△23	文化財専門審議会委員
									12 委託料	△292	文化財拠点施設整備工事設計業務委託料
									16 公有財産購入費	△220	文化財拠点施設物件購入費

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						補正額	特	財源		区	金額		
								支	出				金
		12 青少年センター ター運営費	千円 7,319	千円 △107	千円 7,212	千円	千円	千円	千円	一般財源 △107		千円	
											1 報 酬	△65	青少年問題協議会委員
											4 共 済 費	△17	非常勤公務災害負担金
											7 報 償 費	△15	優良青少年表彰記念品
											8 旅 費	△10	職員旅費
6		保健体育費	53,539	△368	53,171	1,400	△112	△1,656					
	1	保健体育総務費	299	△32	267			△32					
											1 報 酬	△30	スポーツ推進委員
											4 共 済 費	△2	非常勤公務災害負担金
	2	保健体育振興費	3,280	△154	3,126			△154					
											10 需用 費	△1	食糧費
											18 負担金、補助及び交付金	△153	和歌山県スポーツ推進委員町村負担金 かつらぎ町スポーツ少年団本部補助金
												△3	△150

教育費

款項	目	補正額	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明	
						国県支出金	特定地方債	その他の財源	一般財源				
	3 体育施設管理費	千円 49,960	千円 △182	千円 49,778	千円 1,400	千円 △112	千円 △1,470			千円		千円	
									3 職員手当等	△113		扶養手当 住居手当 通勤手当	△26 △36 △51
									7 報償費	△57		指定管理者選定委員報償費	
									11 役員費	△12		電話料	
11	災害復旧費	1,074,587	△96,388	978,199	△49,880	△43,100	△5,433	2,025					
1	農林業施設災害復旧費	379,447	△62,813	316,634	△24,635	△30,600	△5,433	△2,145					
	1 現年発生農地補助災害復旧事業費	104,800	△13,897	90,903	282	△12,200	△1,447	△532					
									10 需用費	△1,600		消耗品費	
									14 工事請負費	△9,237		農地災害復旧工事	
									18 負担金、補助及び交付金	△3,060		和歌山県土地改良事業団体連合会特別賦課金	

災害復旧費

補正第 14号

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特 出	定 地	財 方	源 債	区	分	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		2 現年発生農業用施設補助災害復旧事業費	173,347	△30,338	143,009	△9,297	△15,800	△3,986	△1,255			千円
										10 需用費	△2,570	△1,200 △1,170 △200
										11 役務費	△400	△200 △200
										14 工事請負費	△22,196	
										18 負担金、補助及び交付金	△5,172	和歌山県土地改良事業団体連合会特別賦課金
		3 現年発生林道補助災害復旧事業費	89,800	△13,585	76,215	△15,620	600		1,435			
										10 需用費	△400	△200 △200
										11 役務費	△300	△150 △150
										14 工事請負費	△12,885	林道災害復旧工事

災害復旧費

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						補正額	補正額	補正額	補正額	区分	金額	
		4 現年発生林道単独災害復旧事業費	千円 11,500	千円 △4,993	千円 6,507	千円 △3,200	千円 △1,793	千円 △1,793			千円	
									14 工事請負費	△4,993		林道災害復旧工事 林道崩土取除工事 △4,751 △242
2		公共土木施設災害復旧費	689,700	△33,332	656,368	△25,245	△12,300	4,213				
		1 現年発生公共土木施設補助災害復旧事業費	621,800	△30,585	591,215	△25,245	△9,700	4,360				
									1 報酬	△429		会計年度任用職員
									4 共同費	△88		会計年度任用職員共済組合負担金 △33 会計年度任用職員公務災害負担金 △2 会計年度任用職員法定福利費 △53
									8 旅費	△17		会計年度任用職員費用弁償
									14 工事請負費	△30,051		道路災害復旧工事 △23,646 河川災害復旧工事 △6,405

災害復旧費

補正第 14号

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	特定地方債	財源 その他	一般財源	区分	金額	
		2 現年発生公共 土木施設 単独災害復 旧事業費	千円 67,900	千円 △2,747	千円 65,153	千円 △2,600	千円 △147				千円	
										14 工事請負費	△2,747	河川災害復旧工事
4		その他公共 施設・公用 施設災害復 旧費	2,863	△243	2,620	△200	△43					
		1 現年発生公 共施設等単 独災害復旧 事業費	2,863	△243	2,620	△200	△43					
12		公債費	1,469,201	△14	1,469,187		△14			14 工事請負費	△243	公共施設等災害復旧工事
	1	公債費	1,469,201	△14	1,469,187		△14					
		1元金	1,417,201	△14	1,417,187		△14					
										22 償還金、利 子及び割引 料	△14	△14 通常償還元金

諸支出金

款項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					国県支	特定地方債	財源その他	一般財源	区分	金額	
13	諸支出金	千円 588,748	千円 △77,110	千円 511,638	千円 △77,376	千円 △77,376	千円 266	千円		千円	
1	基金費	588,748	△77,110	511,638		△77,376	266				
	4 ふるさとかつらぎ基金費	410,183	△87,359	322,824		△87,625	266				
								24 積立金	△87,359		ふるさとかつらぎ基金積立金
	5 企業版ふるさと納税基金費	4	9,250	9,254		9,250					
								24 積立金	9,250		企業版ふるさと納税基金積立金
	8 かつらぎ町地域食材供給施設整備基金費	2	999	1,001		999					
								24 積立金	999		かつらぎ町地域食材供給施設整備基金積立金
14	予備費	30,038	67	30,105			67				
1	予備費	30,038	67	30,105			67				
	1 予備費	30,038	67	30,105			67				

第 2 表 地方債補正

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還方法	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還方法
災害援護資金貸付金	3,200	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。	1,700	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
子ども医療費	23,400	"	"	"	25,800	"	"	"
飲料水供給施設整備事業	95,100	"	"	"	99,700	"	"	"
畜場改修事業	40,100	"	"	"	38,700	"	"	"
ごみ収集車購入事業	8,500	"	"	"	7,900	"	"	"
合併処理浄化槽設置補助金	2,900	"	"	"	1,100	"	"	"
一般会計出資債(水道事業)	4,900	"	"	"	2,900	"	"	"
橋梁点検事業	12,700	"	"	"	10,300	"	"	"
長寿命化修繕事業	3,300	"	"	"	3,700	"	"	"
下水道事業会計繰出金	32,800	"	"	"	13,200	"	"	"
かつらぎ西部公園整備事業	71,800	"	"	"	52,700	"	"	"

第 2 表 地方債補正

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
緊急自然災害防止対策事業(急傾斜地崩壊対策事業)	千円 8,200	普通貸借又は証券発行	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。	千円 7,900	普通貸借又は証券発行	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
公共施設等適正管理推進事業(道路改良)	11,600	〃	〃	〃	10,800	〃	〃	〃
妙寺団地建替事業	14,700	〃	〃	〃	10,900	〃	〃	〃
公営住宅等ストック総合改善事業	11,300	〃	〃	〃	8,000	〃	〃	〃
防災基盤整備事業	4,300	〃	〃	〃	2,100	〃	〃	〃
防災情報システム	11,900	〃	〃	〃	9,900	〃	〃	〃
スクールバス購入	6,500	〃	〃	〃	5,200	〃	〃	〃
災害復旧事業	385,500	〃	〃	〃	342,400	〃	〃	〃
ため池改修事業					1,200	〃	〃	〃
急傾斜地崩壊対策事業					500	〃	〃	〃

第 2 表 地方債補正

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	千円				千円			
かつらぎ公園外灯照明更新事業					1,400	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
公用車購入事業					2,400	〃	〃	〃

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(一般)

区	分	職員数 (人)	給 与					費			合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率 (月分)	地 域 手 当	其 他 の 手 当	計	共 済 費			
補 正 後	長 等	3		22,200	5,893 (2.50)			138	28,231	3,093	31,324	
	議 員	13	39,695		9,367 (2.60)			49,062	12,266	61,328		
	其 他 の 特 別 職	46	7,087					7,087	58	7,145		
	計	62	46,782	22,200	15,260		138	84,380	15,417	99,797		
補 正 前	長 等	3		22,200	5,893 (2.50)			138	28,231	3,093	31,324	
	議 員	13	39,695		9,367 (2.60)			49,062	12,266	61,328		
	其 他 の 特 別 職	46	7,180					7,180	58	7,238		
	計	62	46,875	22,200	15,260		138	84,473	15,417	99,890		
比 較	長 等											
	議 員											
	其 他 の 特 別 職		△ 93					△ 93			△ 93	
	計		△ 93					△ 93			△ 93	

(単位：千円)

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職
(1) 総 括

(一般)

区分	職員数	給 与 費				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	287	千円 157,057	千円 675,961	千円 459,879	千円 1,292,897	千円 1,563,334	
補正前	287	166,258	682,948	475,778	1,324,984	1,603,629	
比較		△ 9,201	△ 6,987	△ 15,899	△ 32,087	△ 40,295	
職員手当 の内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	21,020	302,351	18,739	5,219	687	643
	補正前	22,448	309,364	20,395	5,787	714	687
比較	△ 1,428	△ 7,013	△ 1,656	△ 568	△ 27	△ 44	管理職手当 10,800
区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			
	千円	千円	千円	千円			
補正後	9,200	1,723	2,253	1,000	千円	千円	千円
補正前	9,865	1,723	2,253	1,000			459,879
比較	△ 665						475,778
							△ 15,899

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	△ 6,987	精算に伴う職員給料減	
職員手当	△ 13,646	精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,011
補正前	6,124

(一般)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 給			与 費			合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	住居手当	通勤手当	共済費		
補正後	183	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前	183		675,961	424,135	1,120,729	1,100,096	240,064	1,340,160	
比較			△ 6,987	△ 13,646	△ 20,633	△ 6,133	△ 26,766		
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前		21,020	272,091	13,893	5,219	507	85,786	643	10,800
比較		△ 1,428	△ 5,060	△ 1,356	△ 568	△ 27	△ 4,498	△ 44	計
職員手当の内訳		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前		9,200	1,723	2,253	1,000				424,135
比較		△ 665							△ 13,646

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳	備 考
給料	△ 6,987	精算に伴う職員給料減	
職員手当	△ 13,646	精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	6,011
補正前	6,124

(一般)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	報 酬	職 員 手 当	計		
補正後	104	千円 157,057	千円	千円 35,744	千円 192,801	千円 30,373	千円 223,174		
補正前	104	166,258		37,997	204,255	32,448	236,703		
比較		△ 9,201		△ 2,253	△ 11,454	△ 2,075	△ 13,529		
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前			30,260	4,846		180	458		
比較			32,213	5,146		180	458		
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前									35,744
比較									37,997
									△ 2,253

議案第 24 号

令和5年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算（第2号）

令和5年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,338千円を減額し、歳入歳出それぞれ172,800千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

入場券販売収入及び事業費等の減額を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		4,158	△325	3,833
	1 使用料	4,158	△325	3,833
2 繰入金		66,242	△785	65,457
	1 一般会計繰入金	66,242	△785	65,457
3 諸収入		8,357	△1,228	7,129
	1 雑入	8,357	△1,228	7,129
5 町債		97,300	△1,000	96,300
	1 町債	97,300	△1,000	96,300
補正されなかった款項にかかると分		81		81
歳入合計		176,138	△3,338	172,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		141,272	△1,162	140,110
	1 総務管理費	141,272	△1,162	140,110
2 事業費		16,140	△2,176	13,964
	1 事業費	16,140	△2,176	13,964
補正されなかった款項にかかると分		18,726		18,726
歳出合計		176,138	△3,338	172,800

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

1. 総括表

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	4,158	△325	3,833
2 繰入金	66,242	△785	65,457
3 諸収入	8,357	△1,228	7,129
5 町債	97,300	△1,000	96,300
補正されなかつた款項にかかる分	81		81
歳入合計	176,138	△3,338	172,800

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特	定		源
					国県支出金	地方債	
1 総務費	141,272	△1,162	140,110		△1,000	△296	134
2 事業費	16,140	△2,176	13,964			△1,257	△919
補正されなかつた款項にかかる分	18,726		18,726				
歳出合計	176,138	△3,338	172,800		△1,000	△1,553	△785

1. 歳入

使用料及び手数料

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	使用料及び手数料	千円 4,158	千円 △325	千円 3,833		千円	千円
1	使用料	4,158	△325	3,833			
	1 施設使用料	4,158	△325	3,833			
					1 施設使用料	△325	3,833-4,158
2	繰入金	66,242	△785	65,457			
1	一般会計繰入金	66,242	△785	65,457			
	1 一般会計繰入金	66,242	△785	65,457			
					1 一般会計繰入金	△785	65,457-66,242
3	諸収入	8,357	△1,228	7,129			
1	雑収入	8,357	△1,228	7,129			
	1 雑収入	8,357	△1,228	7,129			
					1 雑収入	△1,228	入場券販売手数料 入場券販売 商品販売手数料
5	町債	97,300	△1,000	96,300			

補正第 2号

町 債

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	金額		
	1	町 債	千円 97,300	千円 △1,000	千円 96,300		千円		千円
		1 総務債	97,300	△1,000	96,300	1 総務債		△1,000	
								公共施設等適正管理推進事業 総合文化会館改修事業 96,300-97,300	
		歳入合計	176,138	△3,338	172,800				

2. 歳出
総務費

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						特別 支出金	国 庫	地方債 その他	一般財源			
1		総務費	千円 141,272	千円 △1,162	千円 140,110	千円 △1,000	千円 △296	千円 134		千円		
	1	総務管理費	141,272	△1,162	140,110	△1,000	△296	134				
		1 施設管理費	141,272	△1,162	140,110	△1,000	△296	134				
									14 工事請負費	△1,162		舞台吊物機構改修工事
2		事業費	16,140	△2,176	13,964		△1,257	△919				
	1	事業費	16,140	△2,176	13,964		△1,257	△919				
		1 事業費	16,140	△2,176	13,964		△1,257	△919				
									11 役員費	△150		公演料
									12 委託料	△664		音響照明技術委託料 舞台関係機材搬入搬出業務委託料
									13 使用料及び 賃借料	△1,362		諸用具借上料
		歳出合計	176,138	△3,338	172,800	△1,000	△1,553	△785				

第 2 表 地方債補正

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
総合文化会 館改修事業	千円 97,300	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他よ り融通を受 ける場合 は、融通先 の融通条件 による。た だし、町財 政の都合に より、据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し くは、低利 に借り換え ることができる。	千円 96,300	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他よ り融通を受 ける場合 は、融通先 の融通条件 による。た だし、町財 政の都合に より、据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し くは、低利 に借り換え ることができる。

議案第 25 号

令和5年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和5年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,874千円を減額し、歳入歳出それぞれ2,606,247千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

財政安定化支援事業繰入金の減額及び職員人件費の減額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第5号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		1,887,067	△303	1,886,764
6 繰入金	1 県負担金・補助金	1,884,567	△303	1,884,264
		237,174	△9,571	227,603
	1 他会計繰入金	202,174	△9,571	192,603
	補正されなかつた款項にかかると分	491,880		491,880
	歳入合計	2,616,121	△9,874	2,606,247

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		37,812	△166	37,646
5 保健事業費	1 総務管理費	36,303	△166	36,137
		22,665	△332	22,333
	2 特定健康診査等事業費	15,854	△332	15,522
6 諸支出金		63,046	△9,376	53,670
	3 繰出金	9,634	△47	9,587
	5 基金費	35,959	△9,329	26,630
	補正されなかつた款項にかかると分	2,492,598		2,492,598
	歳出合計	2,616,121	△9,874	2,606,247

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 5 号)

1. 総括表

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	1,887,067	△303	1,886,764
6 繰入金	237,174	△9,571	227,603
補正されなかつた款項にかかる分	491,880		491,880
歳入合計	2,616,121	△9,874	2,606,247

(単位:千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
1 総務費	37,812	△166	37,646			△166
5 保健事業費	22,665	△332	22,333	△332		
6 諸支出金	63,046	△9,376	53,670			△9,376
補正されなかつた款項にかかる分	2,492,598		2,492,598			
歳出合計	2,616,121	△9,874	2,606,247	△332		△9,542

(単位:千円)

1. 歳入

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		明
						区分	金額	
4		県支出金	千円 1,887,067	千円 △303	千円 1,886,764		千円	
1		県負担金・補助金	1,884,567	△303	1,884,264			
		1 保険給付費等交付金	1,884,567	△303	1,884,264			
						2 保険給付費等交付金(特別交付金)	△303	天診分 757-728 特定健診等負担金 4,218-4,550 29 △332
6		繰入金	237,174	△9,571	227,603			
1		他会計繰入金	202,174	△9,571	192,603			
		1 一般会計繰入金	202,174	△9,571	192,603			
						2 職員給与費等繰入金	△166	34,576-34,742
						4 財政安定化支援事業繰入金	△9,329	16,769-26,098
						5 その他一般会計繰入金	△76	天診分繰入金 5,126-5,202
		歳入合計	2,616,121	△9,874	2,606,247			

2. 歳出

総務費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明	
						国県支出金	特定地方債	財源					
								千円	千円				一般財源
1	1	総務費	千円 37,812	千円 △166	千円 37,646	千円	千円	千円	千円		千円		
		総務管理費	36,303	△166	36,137			△166					
		1 一般管理費	31,632	△166	31,466			△166					
5	2	保健事業費	22,665	△332	22,333					2 給料		19 職員給	
		特定健康診 査等事業費	15,854	△332	15,522					3 職員手当等		△99 扶養手当 △89 通勤手当	
		1 特定健康診 査等事業費	15,854	△332	15,522					18 負担金、補 助及び交付 金		△86 退職手当負担金 旧恩給組合負担金 △85 △1	
6	3	諸支出金	63,046	△9,376	53,670					12 委託料		△332 特定健康診査委託料 (集団健診医師直接支 払)	
		繰出金	9,634	△47	9,587								

諸支出金

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明				
						前	の	額	額	額	額		区	分	金	額
		1 直営診療施設 設備定額出 金	千円 5,930	千円 △47	千円 5,883	千円 △47	千円 △47	千円 △47			千円					
									27 繰出金	△47		天野診療所事業特別会計繰出金				
5		基金費	35,959	△9,329	26,630			△9,329								
		1 国民健康保 険事業基金 費	35,959	△9,329	26,630			△9,329								
									24 積立金	△9,329		かつらぎ町国民健康保険事業基金積立金				
		歳出合計	2,616,121	△9,874	2,606,247	△332		△9,542								

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職
(1) 総 括

(国民健康保険事業)

区分	職員数	給 与 費			合 計	備 考		
		報 酬	給 料	職 員 手 当				
補正後	4	千円 2,134	千円 9,864	千円 6,970	千円 23,063			
補正前	4	千円 2,134	千円 9,845	千円 7,069	千円 23,143			
比較			19	△ 99	△ 80			
職員手当 の内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当	管理職手当
	補正後	千円 398	千円 4,429	千円 412	千円 412	千円 27	千円 27	千円
	補正前	千円 408	千円 4,429	千円 501	千円 501	千円 27	千円 27	千円
	比較	△ 10		△ 89				
区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
補正後	千円 390	千円 390	千円 390	千円 390	千円	千円	千円	6,970
補正前	千円 390	千円 390	千円 390	千円 390	千円	千円	千円	7,069
比較								△ 99

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	内 訳	備 考
給料	19		昇給に伴う職員給料増	
職員手当	△ 99		精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	5,461
補正前	5,487

(国民健康保険事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職員手当	計	住居手当	超勤手当		地域手当	管理職手当
補正後	人 3	千円 9,864	千円 9,864	千円 6,518	千円 16,382	千円 3,647	千円 20,029			
補正前	3		9,845	6,617	16,462	3,647	20,109			
比較			19	△ 99	△ 80		△ 80			
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
	補正後	千円 398	千円 3,977	千円 412	千円	千円 27	千円 1,314	千円	千円	千円
	補正前	408	3,977	501		27	1,314			
	比較	△ 10		△ 89						
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当					計
補正後	千円 390	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	6,518
補正前	390									6,617
比較										△ 99

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	内 訳	備 考
給料	19		昇給に伴う職員給料増	
職員手当	△ 99		精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	5,461
補正前	5,487

(国民健康保険事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給			与			共済費	合計	備考	
		報酬	給料	職員手当	住居手当	通勤手当	特別勤務手当			地域手当	管理職手当
補正後	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	1	2,134		452	2,586		448	3,034			
補正前	1	2,134		452	2,586		448	3,034			
比較											
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当		
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	補正前		452								
	比較		452								
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当					計	
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前									452		
比較									452		

議案第 26 号

令和5年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業
特別会計補正予算（第4号）

令和5年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ47千円を減額し、歳入歳出それぞれ6,718千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員人件費の減額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第4号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		5,930	△47	5,883
	1 事業勘定繰入金	5,930	△47	5,883
	補正されなかった款項にかかると分	835		835
	歳入合計	6,765	△47	6,718

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		6,445	△76	6,369
	1 施設管理費	6,445	△76	6,369
3 予備費		100	29	129
	1 予備費	100	29	129
	補正されなかった款項にかかると分	220		220
	歳出合計	6,765	△47	6,718

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 4 号)

1. 総括表

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	5,930	△47	5,883
補正されなかつた款項にかかる分	835		835
歳入合計	6,765	△47	6,718

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				財源		
				特 国県支出金	定 地方債	源 その他
1 総務費	6,445	△76	6,369			△76
3 予備費	100	29	129			29
補正されなかつた款項にかかる分	220		220			
歳出合計	6,765	△47	6,718			△47

1. 歳入

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
2		繰入金	千円 5,930	千円 △47	千円 5,883		千円	
	1	事業勘定繰入金	5,930	△47	5,883			
		1 事業勘定繰入金	5,930	△47	5,883			
						1 事業勘定繰入金	△47	5,883-5,930
		歳入合計	6,765	△47	6,718			

2. 歳出

総務費

補正第4号

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					特出金	国庫支出金	地方債	その他	区	金額	
1	総務費	千円 6,445	千円 △76	千円 6,369	千円	千円	千円	千円		千円	
1	施設管理費	6,445	△76	6,369			△76				
	1 一般管理費	6,445	△76	6,369			△76				
									18 負担金、補助及び交付金	△76	退職手当負担金
3	予備費	100	29	129				29			
1	予備費	100	29	129				29			
	1 予備費	100	29	129				29			
	歳出合計	6,765	△47	6,718				△47			

議案第 27 号

令和5年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）

令和5年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ109千円を減額し、歳入歳出それぞれ632,593千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員人件費の減額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第5号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3	繰入金	381,064	△109	380,955
	1 一般会計繰入金	381,064	△109	380,955
	補正されなかつた款項にかかると分	251,638		251,638
	歳入合計	632,702	△109	632,593

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1	総務費	10,624	△109	10,515
	1 総務管理費	9,751	△109	9,642
	補正されなかつた款項にかかると分	622,078		622,078
	歳出合計	632,702	△109	632,593

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 5 号)

1. 総括表

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	381,064	△109	380,955
補正されなかった款項にかかる分	251,638		251,638
歳入合計	632,702	△109	632,593

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	10,624	△109	10,515				△109
補正されなかった款項にかかる分	622,078		622,078				
歳出合計	632,702	△109	632,593				△109

(単位：千円)

1. 歳入

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区分	金額		
3		繰入金	千円 381,064	千円 △109	千円 380,955		千円		千円
	1	一般会計繰入金	381,064	△109	380,955				
		1一般会計繰入金	381,064	△109	380,955				
						3 職員給与等繰入金		△109 10,918-11,027	
		歳入合計	632,702	△109	632,593				

2. 歳出

総務費

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					国県支出金	特	定	財源	区分	金額	
1	総務費	千円 10,624	千円 △109	千円 10,515	千円	千円	千円	一般財源		千円	
	総務管理費	9,751	△109	9,642			△109				
	1 一般管理費	9,751	△109	9,642			△109				
									2 給料	△8	職員給
									3 職員手当等	△41	期末勤勉手当
									18 負担金、補助及び交付金	△60	退職手当負担金
	歳出合計	632,702	△109	632,593			△109				

補正第5号

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職 (1) 総 括

(後期高齢者医療事業)

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職員手当	計	共済費	超勤手当		地域手当	管理職手当
補正後	1	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前			3,391	1,516	4,907	1,157	6,064			
比較			△ 8	△ 41	△ 49	1,157	6,113	△ 49		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	補正前		968	108			440			
	比較		1,009	108			440			
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計	
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	補正前								1,516	
	比較								1,557	
									△ 41	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	内 訳	備 考
給料	△ 8		精算に伴う職員給料減	
職員手当	△ 41		精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	4,907
補正前	4,956

(後期高齢者医療事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計	共済費	超勤手当		
補正後	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	1		3,391	1,516	4,907	1,157	6,064		
補正前	1		3,399	1,557	4,956	1,157	6,113		
比較			△ 8	△ 41	△ 49		△ 49		
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前		968	108			440		
	比較		1,009	108			440		
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前									1,516
比較									1,557
									△ 41

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	△ 8	精算に伴う職員給料減	
職員手当	△ 41	精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	4,907
補正前	4,956

(後期高齢者医療事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料				費				合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計	共 済 費	特 殊 勤 務 手 当	超 勤 手 当	地 域 手 当			管 理 職 手 当
補正後	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正前												
比較												
職 員 手 当 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当			
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	補正前											
	比較											
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当					計		
補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
補正前												
比較												

議案第 28 号

令和5年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)

令和5年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次のとおりとする。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ667千円を減額し、歳入歳出それぞれ2,833,243千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員人件費の減額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第5号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7	繰入金	470,840	△667	470,173
	1 一般会計繰入金	437,040	△667	436,373
	補正されなかった款項にかかると分	2,363,070		2,363,070
	歳入合計	2,833,910	△667	2,833,243

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	総務費	68,404	△667	67,737
	1 総務管理費	48,629	△377	48,252
	5 介護保険事業計画作成費	5,450	△290	5,160
4	諸支出金	122,507	△17	122,490
	3 繰出金	25,531	△17	25,514
5	予備費	24,916	17	24,933
	1 予備費	24,916	17	24,933
	補正されなかった款項にかかると分	2,618,083		2,618,083
	歳出合計	2,833,910	△667	2,833,243

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 5 号)

1. 総括表

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	470,840	△667	470,173
補正されなかつた款項にかかるとる分	2,363,070		2,363,070
歳入合計	2,833,910	△667	2,833,243

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	68,404	△667	67,737				△667
4 諸支出金	122,507	△17	122,490				△17
5 予備費	24,916	17	24,933				17
補正されなかつた款項にかかるとる分	2,618,083		2,618,083				
歳出合計	2,833,910	△667	2,833,243				△667

(単位：千円)

1. 歳入

繰入金

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
7	繰入金	千円 470,840	千円 △667	千円 470,173		千円	千円
1	一般会計繰入金	437,040	△667	436,373			
	6 その他一般会計繰入金	67,760	△667	67,093			
					1 職員給与費等繰入金	△667	60,219-60,886
	歳入合計	2,833,910	△667	2,833,243			

2. 歳出

総務費

款項	目	補正前額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
					特別支出 千円	特定地方債 千円	その他の財源 千円	一般財源 千円	区分	金額 千円	
1	総務費	68,404	△667	67,737				千円 △667			千円
1	総務管理費	48,629	△377	48,252				△377			
	1 一般管理費	48,234	△377	47,857				△377			
									3 職員手当等	△93	扶養手当 児童手当 △28 △65
5	介護保険事業計画作成費	5,450	△290	5,160				△290	18 負担金、補助及び交付金	△284	退職手当負担金 旧恩給組合負担金 △283 △1
	1 介護保険事業計画作成費	5,450	△290	5,160				△290			
4	諸支出金	122,507	△17	122,490					11 役務費	△290	郵送料
3	繰出金	25,531	△17	25,514				△17			
	1 一般会計繰出金	25,531	△17	25,514				△17			

諸支出金

款項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
					補正額	補正額	計	補正額	補正額	区分		金額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
5	予備費	24,916	17	24,933				17		27	繰出金	千円
1	予備費	24,916	17	24,933				17				
	1 予備費	24,916	17	24,933				17				
	歳出合計	2,833,910	△667	2,833,243				△667				

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職 (1) 総 括

(介護保険事業)

区分	職員数	給 与 費			合 計	備 考		
		報 酬	給 料	職 員 手 当				
補正後	8	千円 10,932	千円 11,392	千円 10,055	千円 38,647			
補正前	8	10,932	11,392	10,148	38,740			
比較				△ 93	△ 93			
職員手当 の内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当	管理職手当
	補正後	千円 208	千円 7,022	千円 440	千円 221	千円	千円	千円
	補正前	236	7,022	440	221			
	比較	△ 28						
区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
補正後	千円 120	千円	千円 1	千円	千円			千円 10,055
補正前	185		1					10,148
比較	△ 65							△ 93

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
職員手当	△ 93	精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,250
補正前	6,281

(介護保険事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考		
		報 酬	給 料	職員手当	計	住居手当	通勤手当		特別勤務手当	超勤手当	地域手当
補正後	人 3	千円 11,392	千円 11,392	千円 7,358	千円 18,750	千円 18,843	千円 3,863	千円 22,706	千円 22,613		
補正前	3		11,392	7,451	18,843		3,863	22,706			
比較				△ 93	△ 93			△ 93			
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当				
		千円	千円	千円	千円	千円	千円				
補正後		208	4,683	82	221		2,043				
補正前		236	4,683	82	221		2,043				
比較		△ 28									
職員手当の内訳		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当						
		千円	千円	千円	千円						
補正後		120		1							千円 7,358
補正前		185		1							千円 7,451
比較		△ 65									△ 93

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料			
職員手当	△ 93	精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,250
補正前	6,281

(介護保険事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職員手当	計	共済費	超勤手当			地域手当
補正後	人 5	千円 10,932	千円	千円 2,697	千円 13,629	千円 2,405	千円 16,034			
補正前 比較	5	10,932		2,697	13,629	2,405	16,034			
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
	補正後	千円	千円 2,339	千円 358	千円	千円	千円	千円	千円	
	補正前		2,339	358						
	比較		2,339	358						
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当					計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	2,697
補正前 比較									2,697	

議案第 29 号

令和5年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和5年度かつらぎ町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次のとおりとする。

第2条 令和5年度かつらぎ町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(1) 上水道の部

収入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	296,399	△12,976	283,423
第1項 営業収益	256,424	△16,581	239,843
第2項 営業外収益	38,528	3,605	42,133

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	301,379	△18,136	283,243
第1項 営業費用	278,833	△18,136	260,697

(2) 簡易水道の部

収入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	113,294	△1,133	112,161
第1項 営業収益	54,475	△1,133	53,342

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	122,689	△5,933	116,756
第1項 営業費用	114,709	△5,933	108,776

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	4,549	△240	4,309
第1項 営業収益	3,384	△240	3,144

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「151,004千円」を「137,644千円」に、過年度分損益勘定留保資金「102,928千円」を「93,016千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「18,076千円」を「14,628千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(1) 上水道の部

収入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	53,819	△9,300	44,519
第2項 補償金	1,000	△1,000	0
第6項 出資金	4,900	△2,000	2,900
第7項 企業債	41,500	△6,300	35,200

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	185,226	△21,739	163,487
第1項 建設改良費	150,524	△21,739	128,785

(2) 簡易水道の部

収入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	58,165	△15,000	43,165
第7項 企業債	42,000	△15,000	27,000

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	76,994	△15,921	61,073
第1項 建設改良費	48,353	△15,921	32,432

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
配水管整備 事業	53,500	証書 借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。	48,800	証書 借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。
施設整備 事業	30,000	〃	〃	〃	13,400	〃	〃	〃

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

建設改良費の減額等を予算措置いたしたい。

令和5年度 かつらぎ町水道事業会計収支補正予算総括表

(単位：千円)

款	既 決 予 定 額			補 正 額			計
	上水道の部	簡易水道の部	花園梁瀬簡易水道の部	上水道の部	簡易水道の部	花園梁瀬簡易水道の部	
(収益的収入)							
1 水道事業収益	296,399	113,294	4,549	△ 12,976	△ 1,133	△ 240	399,893
(資本的収入)							
1 資本的収入	53,819	58,165	787	△ 9,300	△ 15,000	0	88,471
収入合計	350,218	171,459	5,336	△ 22,276	△ 16,133	△ 240	488,364
(収益的支出)							
1 水道事業費用	301,379	122,689	6,344	△ 18,136	△ 5,933	0	406,343
(資本的支出)							
1 資本的支出	185,226	76,994	1,555	△ 21,739	△ 15,921	0	226,115
支出合計	486,605	199,683	7,899	△ 39,875	△ 21,854	0	632,458
収支差引	△ 136,387	△ 28,224	△ 2,563	17,599	5,721	△ 240	△ 144,094

令和5年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第4号)

(上 水 道 の 部)

1. 総括 (収入)

(単位：千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計
(収 益 的 収 入)			
1 水道事業収益	296,399	△ 12,976	283,423
(資 本 的 収 入)			
1 資本的収入	53,819	△ 9,300	44,519
収 入 合 計	350,218	△ 22,276	327,942

1. 総括 (支出)

(単位：千円)

款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
(収 益 的 支 出)							
1 水道事業費用	301,379	△ 18,136	283,243				△ 18,136
(資 本 的 支 出)							
1 資本的支出	185,226	△ 21,739	163,487		△ 6,300	△ 3,000	△ 12,439
支 出 合 計	486,605	△ 39,875	446,730		△ 6,300	△ 3,000	△ 30,575

2. 収入 (収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	水道事業収益	千円 296,399	千円 12,976	千円 283,423		千円	
	1 営業収益	256,424	16,581	239,843			
	1 給水収益	253,943	15,743	238,200			
	3 その他の営業収益	2,261	838	1,423	1 水道料金	15,743	水道料金
2	営業外収益	38,528	3,605	42,133			
	2 分担金	5,665	3,605	9,270	1 材料売却 収益	838	給水装置材料
					1 加入分担 金	3,605	加入分担金
	収入合計	296,399	12,976	283,423			

3. 支出 (収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					一般財源				
					国庫支出金	特定地方債	その他	一般財源	
1	水道事業費用	千円 301,379	千円 △ 18,136	千円 283,243	千円 △ 18,136	千円	千円	千円	
	営業費用	278,833	△ 18,136	260,697	△ 18,136				
	1 原水浄水費	58,283	△ 18,181	40,102	△ 18,181				
	4 総係費	60,926	688	61,614					揚水電気料
									職員給
									扶養手当
									期末勤働手当
									通勤手当
									職員公務災害負担金
									退職手当負担金
									旧恩給組合負担金
									貸倒引当金繰入額
	5 減価償却費	121,593	△ 643	120,950	△ 643				
									構造物減価償却
									機械及び装置減価償却
									工具器具備品減価償却
	支出合計	301,379	△ 18,136	283,243	△ 18,136				

4. 収入(資本的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		明
					区分	金額	
1	資本的収入	千円 53,819 △	千円 9,300	千円 44,519			
	補償金	1,000 △	1,000	0			
	1 補償金	1,000 △	1,000	0			
6	出資金	4,900 △	2,000	2,900			
	1 出資金	4,900 △	2,000	2,900			
7	企業債	41,500 △	6,300	35,200			
	1 建設改良のための企業債	41,500 △	6,300	35,200			
					1 補償金 △	1,000	公共下水道工事に伴う水道管移設工事補償金
					1 出資金 △	2,000	一般会計出資金
					1 建設改良のための企業債	6,300	町道かつらぎ北部連絡線配水管新設事業 妙寺配水池更新事業
	収入合計	53,819 △	9,300	44,519			△ 3,000 △ 3,300

5. 支出(資本的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	金額	説明	
					特 定 財 源	地 方 債	所 他					一般財源
							国県支出金	千円				
1	資本的支出	千円 185,226	千円 21,739	千円 163,487	千円 △ 6,300	千円 △ 3,000	千円 △ 12,439	千円				
	1 建設改良費	150,524	21,739	128,785	△ 3,300	3,000	15,439					
	2 新設改良費	60,000		60,000	△ 3,000		3,000					
	3 改良更新費	90,000	21,739	68,261	△ 3,300	3,000	15,439					
								16 委託料	△ 12,558	老朽管布設替等設計業務委託料 妙寺配水池更新工事設計業務委託料 △ 3,000		
								23 工事請負費	△ 9,181	老朽管布設替等工事 △ 6,338 公共工事に伴う配水管布設替工事 △ 2,405 大久保ポンプ場シーケンサ更新工事 △ 438		
	支出合計	185,226	21,739	163,487	△ 6,300	3,000	12,439					

令和5年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第4号)

(簡易水道の部)

1. 総括 (収入)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
(収益的収入)				
1 水道事業収益	113,294	△ 1,133		112,161
(資本的収入)				
1 資本的収入	58,165	△ 15,000		43,165
収入合計	171,459	△ 16,133		155,326

(単位：千円)

1. 総括 (支出)

款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
(収益的支出)							
1 水道事業費用	122,689	△ 5,933	116,756				△ 5,933
(資本的支出)							
1 資本的支出	76,994	△ 15,921	61,073		△ 15,000		△ 921
支出合計	199,683	△ 21,854	177,829		△ 15,000		△ 6,854

(単位：千円)

2. 収入 (収益的収入)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	水道事業収益	千円 113,294 △	千円 1,133	千円 112,161		千円	
	営業収益	54,475 △	1,133	53,342			
	1 給水収益	53,967 △	1,133	52,834	1 水道料金 △	1,133	水道料金
	収入合計	113,294 △	1,133	112,161			

3. 支出 (収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					国県支出金	特定地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1	水道事業費用	122,689 △	5,933	116,756				△			
	1 営業費用	114,709 △	5,933	108,776				△			
	1 原水浄水費	28,729 △	5,569	23,160				△			
	4 総係費	12,623 △	123	12,500				△	20 動力費	5,569	揚水電料
	5 減価償却費	61,967 △	241	61,726				△	2 手当		34 通勤手当 10 期末勤勉手当 24 職員公務災害負担金 1 退職手当負担金 88 退職手当負担金
	支出合計	122,689 △	5,933	116,756				△	1 有形固定資産減価償却費	241	機械及び装置減価償却

4. 収入 (資本的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	資本的収入	千円 58,165	千円 15,000	千円 43,165			
	企業債	42,000 △	15,000 △	27,000			
	1 建設改良のための企業債	42,000 △	15,000 △	27,000	1 建設改良のための企業債	△ 15,000	老朽管布設替事業 ろ過設備等更新事業 取水・送水ポンプ更新事業 教良寺簡易水道配水流量計更新事業
	収入合計	58,165 △	15,000	43,165			

5. 支出 (資本的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					国庫支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源	区分	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1	資本的支出	76,994 △	15,921	61,073	△	15,000	△	921			千円
	建設改良費	48,353 △	15,921	32,432	△	15,000	△	921			
	3 改良更新費	38,300 △	15,921	22,379	△	15,000	△	921			
									16 委託料	△	1,700
									23 工事請負費	△	14,221
											公共工事に伴う配水管布設替工事 る過設備等更新工事 △ 3,500 教良寺簡易水道配水流量計更新工事 △ 8,721 △ 2,000
	支出合計	76,994 △	15,921	61,073	△	15,000	△	921			

令和5年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第4号)

(花園梁瀬簡易水道の部)

(単位:千円)

1. 総括 (収入)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
			補正予定額	計
(収益的収入)				
1 水道事業収益	4,549	△ 240		4,309
(資本的収入)				
1 資本的収入	787	0		787
収入合計	5,336	△ 240		5,096

(単位:千円)

1. 総括 (支出)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(収益的支出)							
1 水道事業費用	6,344	0	6,344				
(資本的支出)							
1 資本的支出	1,555	0	1,555				
支出合計	7,899	0	7,899				

2. 収入 (収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	水道事業収益	千円 4,549△	千円 240	千円 4,309		千円	
	1 営業収益	3,384△	240	3,144			
	1 給水収益	3,376△	240	3,136	1 水道料金 △	240	水道料金
	収入合計	4,549△	240	4,309			

給 与 費 明 細 書

(水道事業)
(単位：千円)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費			法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当		
損益勘定支弁職員	14	7 (0)	215	26,827	15,829	9,449	52,320
資本勘定支弁職員							
合 計	14	7 (0)	215	26,827	15,829	9,449	52,320
損益勘定支弁職員	14	7 (0)	215	26,815	15,984	9,452	52,466
資本勘定支弁職員							
合 計	14	7 (0)	215	26,815	15,984	9,452	52,466
損益勘定支弁職員				12	△155	△3	△146
資本勘定支弁職員							
合 計				12	△155	△3	△146

区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 続 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	手 当 の 内 訳
補正後	498	10,638	251		3,445	15			
補正前	576	10,666	300		3,445	15			
比 較	△78	△28	△49						
区 分	徴 収 手 当	緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当</td> </td></td></td></td></td></td>	緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当</td> </td></td></td></td></td>	緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当</td> </td></td></td></td>	緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当</td> </td></td></td>	緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当</td> </td></td>	緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当</td> </td>	緊 急 待 機 手 当 <td>緊 急 待 機 手 当</td>	緊 急 待 機 手 当
補正後	12	710	260	260					15,829
補正前	12	710	260	260					15,984
比 較									△155
区 分	一人当たり給与費 (千円)								
補正後	6,094								
補正前	6,114								

※ () 内は、短時間勤務職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。) について示している。

給 与 費 明 細 書

ア 会計年度任用職員以外の職員

(水道事業)
(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
損益勘定支弁職員	14	6 (0)	215	24,774	15,329	40,318	8,999	49,317
資本勘定支弁職員								
合 計	14	6 (0)	215	24,774	15,329	40,318	8,999	49,317
損益勘定支弁職員	14	6 (0)	215	24,762	15,484	40,461	9,002	49,463
資本勘定支弁職員								
合 計	14	6 (0)	215	24,762	15,484	40,461	9,002	49,463
損益勘定支弁職員				12	△155	△143	△3	△146
資本勘定支弁職員								
合 計				12	△155	△143	△3	△146

区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
補正後	498	10,186	203			3,445	15	
補正前	576	10,214	252			3,445	15	
比 較	△78	△28	△49					
区 分	徴 収 手 当	緊 急 連 絡 手 当	管 理 職 員 特 別 手 当	兄 弟 手 当			合 計	
補正後	12	710	260	260			15,329	
補正前	12	710	260	260			15,484	
比 較							△155	

区 分	一 人 当 た り 給 与 費 (千 円)
補正後	6,684
補正前	6,708

給 与 費 明 細 書

(水道事業)
(単位：千円)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費			法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当		
損益勘定支弁職員		1 (0)		2,053	500	450	3,003
資本勘定支弁職員							
合 計		1 (0)		2,053	500	450	3,003
損益勘定支弁職員		1 (0)		2,053	500	450	3,003
資本勘定支弁職員							
合 計		1 (0)		2,053	500	450	3,003
損益勘定支弁職員							
資本勘定支弁職員							
合 計							

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
	補正後		452	48					
	補正前		452	48					
比 較									
区 分									合 計
補正後									500
補正前									500
比 較									
区 分	一人当たり給与費 (千円)								
補正後	2,553								
補正前	2,553								

議案第 30 号

令和5年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和5年度かつらぎ町下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次のとおりとする。

第2条 令和5年度かつらぎ町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	506,145	△16,475	489,670
第1項 営業収益	151,967	△7,440	144,527
第2項 営業外収益	354,177	△9,035	345,142

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	487,831	△15,170	472,661
第1項 営業費用	427,339	△12,006	415,333
第2項 営業外費用	60,242	△3,164	57,078

第3条 予算第4条括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「150,947千円」を「150,135千円」に、当年度分損益勘定留保資金「140,343千円」を「144,636千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「10,604千円」を「5,499千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	229,919	△55,025	174,894
第1項 負担金	2,400	△750	1,650
第2項 補助金	28,400	△14,700	13,700
第3項 他会計補助金	32,800	△19,600	13,200
第5項 企業債	136,400	△20,300	116,100
第7項 基金	751	325	1,076

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	380,866	△55,837	325,029
第1項 建設改良費	117,698	△56,162	61,536
第4項 基金積立金	751	325	1,076

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	32,800	証書 借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。	13,200	証書 借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。
流域下水道事業	16,400	〃	〃	〃	15,700	〃	〃	〃

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

他会計補助金、公共下水道整備事業費の減額等を予算措置いたしたい。

令和5年度 かつらぎ町下水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第4号)

1. 総括 (収入)

(単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
			補正予定額	計
(収益的収入)				
1 下水道事業収益	506,145	△ 16,475		489,670
(資本的収入)				
1 資本的収入	229,919	△ 55,025		174,894
収入合計	736,064	△ 71,500		664,564

1. 総括 (支出)

(単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
(収益的支出)							
1 下水道事業費用	487,831	△ 15,170	472,661			△ 8,355	△ 6,815
(資本的支出)							
1 資本的支出	380,866	△ 55,837	325,029	△ 14,700	△ 20,300	△ 19,600	△ 1,237
支出合計	868,697	△ 71,007	797,690	△ 14,700	△ 20,300	△ 27,955	△ 8,052

補正予算事項別明細書

かつらぎ町下水道事業会計

収益的收入及び支出

収入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 下水道事業 収益	506,145 △	16,475	489,670			
1 営業収益	151,967 △	7,440	144,527			
1 下水道使用 料	120,322 △	5,444	114,878	1 下水道使用 料	△ 5,444	下水道使用料
2 雨水処理負 担金	31,586 △	2,028	29,558	1 雨水処理負 担金	△ 2,028	雨水処理負担金
4 その他営業 収益	59	32	91	2 登録手数料	32	責任技術者登録手数料 責任技術者更新手数料 排水設備指定工事店登録手数料 排水設備指定工事店更新手数料
2 営業外収益	354,177 △	9,035	345,142			
2 他会計補助 金	199,157 △	7,980	191,177	1 一般会計補 助金	△ 7,980	一般会計繰入金
3 補助金	1,500 △	200	1,300	2 県補助金	△ 200	下水道等水酸化促進補助金 下水道事業促進整備交付金
4 長期前受金 戻入	145,464 △	480	144,984	1 長期前受金 戻入	△ 480	受贈財産評価額長期前受金戻入 国庫補助金長期前受金戻入 県補助金長期前受金戻入 他会計補助金長期前受金戻入
						525 325
						2 243 4 208

(単位：千円)

款 項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7 雑収益	8,055	△	7,680	6 その他雑収 益	△	分担金及び負担金長期前受金戻入 △
		375			375	下水道公社事務費 (派遣人件費相当)

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 下水道事業費用	487,831 △	15,170	472,661			
1 営業費用	427,339 △	12,006	415,333			
1 管渠費	16,761 △	3,199	13,562	13 燃料費	△	燃料費 (汚水) 燃料費 (雨水) △ △
				15 通信運搬費	△	マンホールポンプ通信料
				16 委託料	△	下水道水質検査業務委託 排水ポンプ設置業務委託 (雨水)
				19 修繕費	△	444 修繕費 (汚水)
				20 動力費	△	180 動力費 (汚水)
				23 工事請負費	△	1,500 幹線管渠浚渫工事 (雨水)
				91 光熱水費	△	40 電気料金 (雨水)
2 総係費	51,916 △	2,531	49,385	1 給料	2	職員給 (汚水)
				2 手当	△	168 扶養手当 (汚水) 通勤手当 (汚水) 期末勤勉手当 (流域)
				3 賞与引当金	△	549 賞与引当金繰入額 (流域)

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				繰入額		
				4 法定福利費引当金繰入額	△	67 法定福利費引当金繰入額 (流域)
				6 法定福利費	△	395 職員共済組合負担金 (汚水) 地方公務員災害補償基金負担金 (汚水)
				8 旅 費	△	20 旅費 (汚水)
				9 退職手当負担金	△	531 退職手当負担金 (汚水) 旧恩給組合負担金 (汚水) 退職手当負担金 (流域)
				11 報償費	△	72 下水道受益者負担金前納報奨金
				13 燃料費	△	7 燃料費 (汚水)
				24 研修費	△	138 研修費
				29 会費負担金	△	52 日本下水道協会関西地方支部会費 全国町村下水道推進協議会和歌山県支部会費 全国町村下水道推進協議会和歌山県支部総会参加費
				33 貸倒引当金繰入額	71	貸倒引当金繰入額
						12 30 10

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				34 雑 費	△	5 有料道路通行料
				98 補助及び交 付金	△	600 下水道宅内排水設備工事助成金
3 流域下水道 維持管理負 担金	94,087	6,120	87,967	1 流域下水道 維持管理負 担金	△	6,120 紀の川流域下水道維持管理負担金
4 減価償却費	264,575	156	264,419	1 有形固定資 産減価償却 費	△	100 構築物減価償却費 機械及び装置減価償却費 工具、器具及び備品減価償却費 113 △ 203 △ 10
				2 無形固定資 産減価償却 費	△	56 施設利用権減価償却費
2. 営業外費用	60,242	3,164	57,078			
2 消費税及び 地方消費税	340	1,152	1,492	1 消費税及び 地方消費税		1,152 消費税及び地方消費税
3 雑支出	11,046	4,316	6,730	1 その他雑支 出	△	4,316 消費税及び地方消費税費用化

資本的收入及び支出
収入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 資本的收入	229,919 △	55,025	174,894			
1 負担金	2,400 △	750	1,650			
1 受益者負担金	2,400 △	750	1,650	1 受益者負担金	△ 750	受益者負担金
2 補助金	28,400 △	14,700	13,700			
1 国庫補助金	28,400 △	14,700	13,700	1 国庫補助金	△ 14,700	社会資本整備総合交付金(汚水) 防災安全交付金(汚水) 防災安全交付金(雨水)
3 他会計補助金	32,800 △	19,600	13,200			
1 他会計補助金	32,800 △	19,600	13,200	1 一般会計補助金	△ 19,600	一般会計補助金(過疎債汚水) 一般会計補助金(過疎債雨水)
5 企業債	136,400 △	20,300	116,100			
1 建設改良費等企業債	136,400 △	20,300	116,100	1 下水道事業債	△ 20,300	公共下水道事業(汚水) 公共下水道事業(雨水) 流域下水道事業負担金
7 基金	751	325	1,076			
1 基金繰入金	751	325	1,076	1 基金繰入金	325	下水道事業債償還基金繰入金

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 資本的支出	380,866	△ 55,837	325,029			
1 建設改良費	117,698	△ 56,162	61,536			
1 公共下水道整備事業費	99,000	△ 53,750	45,250	12 備用品費	△ 750	備用品費
				16 委託料	△ 53,000	大谷汚水管渠布設詳細設計業務委託 (汚水)
2 流域下水道事業負担金	18,698	△ 2,412	16,286	95 負担金	△ 2,412	紀の川流域下水道 (伊都処理区) 建設負担金
4 基金積立金	751		1,076			
1 基金積立金	751	325	1,076	1 基金積立金	325	下水道事業債償還基金積立金

給 与 費 明 細 書

(下水道事業)

(1) 総括

(単位：千円)

区	職 員 数 (人)		給 与				合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	費 計	
補正後		5 (0)		19,437	8,826	28,263	34,817
合 計		5 (0)		19,437	8,826	28,263	34,817
補正前		5 (0)		19,435	8,994	28,429	35,378
合 計		5 (0)		19,435	8,994	28,429	35,378
損益勘定支弁職員				2	△168	△166	△561
資本勘定支弁職員							
合 計				2	△168	△166	△561
損益勘定支弁職員							
資本勘定支弁職員							
合 計							

区 分	扶 養 手 当		通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
	期 未 勤 勉 手 当	特 別 勤 務 手 当						
補正後	198	6,505	176	264	1,071		480	
補正前	274	6,524	249	264	1,071		480	
比 較	△76	△19	△73					
区 分	徴 収 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	児 童 手 当					合 計
補正後		12	120					8,826
補正前		12	120					8,994
比 較								△168

※ () 内は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）について示している。

(下水道事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区	分	職員数(人)		給 与				法定福利費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		4 (0)		16,977	8,418	25,395	6,041	31,436
	資本勘定支弁職員								
	合 計		4 (0)		16,977	8,418	25,395	6,041	31,436
補正前	損益勘定支弁職員		4 (0)		16,975	8,586	25,561	6,436	31,997
	資本勘定支弁職員								
	合 計		4 (0)		16,975	8,586	25,561	6,436	31,997
比 較	損益勘定支弁職員				2	△168	△166	△395	△561
	資本勘定支弁職員								
	合 計				2	△168	△166	△395	△561

区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
補正後	198	6,138	135	264	1,071		480	
補正前	274	6,157	208	264	1,071		480	
比 較	△76	△19	△73					
区 分	徴 収 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	見 込 手 当					合 計
補正後		12	120					8,418
補正前		12	120					8,586
比 較								△168

手当の内訳

イ 会計年度任用職員 (下水道事業)

区	分	職員数(人)		給					与			法定福利費	合	計
		特別職	一般職	報酬	給	料	手	当	計					
補正後	損益勘定支弁職員		1 (0)		2,460		408	2,868			513		3,381	
	資本勘定支弁職員													
	合計		1		2,460		408	2,868			513		3,381	
補正前	損益勘定支弁職員		1 (0)		2,460		408	2,868			513		3,381	
	資本勘定支弁職員													
	合計		1		2,460		408	2,868			513		3,381	
比較	損益勘定支弁職員													
	資本勘定支弁職員													
	合計													

区	分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地域手当
手当の内訳	補正後		367	41					
	補正前		367	41					
	比較								
区分	徴収手当		管理職員 特別勤務手当	児童手当					合
	補正後								計
	補正前								408
比較									408

議案第 31 号

令和6年度かつらぎ町一般会計予算

令和6年度かつらぎ町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,168,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 町 税		1,977,338
	1 町 民 税	683,808
	2 固 定 資 産 税	976,854
	3 軽自動車税	85,430
	4 町たばこ税	125,025
	5 都市計画税	96,638
	6 入 湯 税	9,583
2 地方譲与税		147,921
	1 地方揮発油譲与税	27,200
	2 自動車重量譲与税	82,900
	3 森林環境譲与税	37,821
3 利子割交付金		1,000
	1 利子割交付金	1,000
4 配当割交付金		11,300
	1 配当割交付金	11,300
5 株式等譲渡所得割交付金		17,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	17,000

(単位：千円)

款	項	金	額
6 法人事業税交付金			24,138
	1 法人事業税交付金		24,138
7 地方消費税交付金			357,400
	1 地方消費税交付金		357,400
8 ゴルフ場利用税交付金			10,304
	1 ゴルフ場利用税交付金		10,304
9 環境性能割交付金			14,616
	1 環境性能割交付金		14,616
10 地方特例交付金			53,200
	1 地方特例交付金		53,200
11 地方交付税			4,266,000
	1 地方交付税		4,266,000
12 交通安全対策特別交付金			2,500
	1 交通安全対策特別交付金		2,500
13 分担金及び負担金			8,376
	1 分担金		1,450
	2 負担金		6,926

(単位：千円)

款	項	金額
1 4 使用料及び手数料		149,426
	1 使用料	115,056
	2 手数料	34,370
1 5 国庫支出金		1,333,866
	1 国庫負担金	840,250
	2 国庫補助金	469,542
	3 国庫委託金	24,074
1 6 県支出金		803,894
	1 県負担金	397,842
	2 県補助金	401,028
	3 県委託金	5,024
1 7 財産収入		39,963
	1 財産売却収入	21,911
	2 財産運用収入	18,052
1 8 寄附金		277,212
	1 寄附金	277,212
1 9 繰入金		580,719

(単位：千円)

款	項	金	額
	1 特別会計繰入金		3
	2 基金繰入金		580,716
20 繰越金			100,000
	1 繰越金		100,000
	21 諸収入		131,727
	1 延滞金加算金及び過料		1,674
	2 町預金利子		150
	3 貸付金元利収入		1,370
	4 受託事業収入		9,250
	5 雑入		119,283
22 町債			860,100
	1 町債		860,100
	歳入合計		11,168,000

(単位：千円)

款	項	金	額
1 議会費			105,335

(単位：千円)

款	項	金額
2 総務費	1 議会費	105,335
	1 総務管理費	1,406,932
	2 徴税費	1,203,945
	3 戸籍住民基本台帳費	121,534
	4 選挙費	61,465
	5 統計調査費	9,269
3 民生費	6 監査委員費	10,324
	395	
	3,016,833	
	1 社会福祉費	2,024,425
	2 児童福祉費	981,478
	3 災害救助費	10,930
4 衛生費	992,552	
	1 保健衛生費	569,156
6 農林水産業費	2 清掃費	423,396
	382,065	
	1 農業費	302,138

(単位：千円)

款	項	金額
	2 林業費	79,927
7 商工費		180,803
	1 商工費	142,904
	2 観光事業振興費	37,899
8 土木費		759,710
	1 土木管理費	37,129
	2 道路橋梁費	276,951
	3 河川費	17,610
	4 都市計画費	370,408
	5 住宅費	57,612
9 消防費		475,943
	1 消防費	475,943
10 教育費		1,102,862
	1 教育総務費	367,389
	2 小学校費	199,891
	3 中学校費	79,323
	4 幼稚園費	22,934

(単位：千円)

款	項	金額
	5 社会教育費	377,104
	6 保健体育費	56,221
1 1 災害復旧費		946,000
	1 農林業施設災害復旧費	234,600
	2 公共土木施設災害復旧費	711,400
1 2 公債費		1,436,165
	1 公債費	1,436,165
1 3 諸支出金		332,798
	1 基金費	332,798
1 4 予備費		30,002
	1 予備費	30,002
歳出	合計	11,168,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
議会映像配信業務委託料(委員会)にかかる経費	令和6年度 } 令和8年度	506千円
固定資産評価業務委託料	令和6年度 } 令和8年度	8,624千円
生活営農資金利子補給金 (小規模な第2種兼業農家等の農業経営の維持、発展に必要な資金を融通するための利子補給金)	令和6年度 } 令和12年度	融資総額5,000千円として 年0.25%で計算した額
都市計画マスタープラン作成にかかる経費	令和6年度 } 令和7年度	8,068千円

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公用車購入事業	千円 2,300	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
地域福祉センター障害者等用駐車場整備事業	4,600	〃	〃	〃
子ども医療費	23,400	〃	〃	〃
飲料水供給施設整備事業	94,000	〃	〃	〃
合併処理浄化槽設置補助金	2,900	〃	〃	〃
ごみ収集車購入事業	9,300	〃	〃	〃
高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業	700	〃	〃	〃
一般会計出資債(水道事業)	44,000	〃	〃	〃
火葬炉設備修繕事業	5,200	〃	〃	〃
農業共済加入促進事業補助金	2,500	〃	〃	〃
ため池改修事業	300	〃	〃	〃
社会資本整備総合交付金事業(道路改良)	13,800	〃	〃	〃
妙寺駅前整備事業	6,100	〃	〃	〃
橋梁点検事業	12,900	〃	〃	〃

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業会計繰出金	11,000	普通貸借又は証券発行	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
かつらぎ西部公園整備事業	21,800	〃	〃	〃
緊急自然災害防止対策事業（道路改良）	38,500	〃	〃	〃
公共施設等適正管理推進事業（道路改良）	14,400	〃	〃	〃
急傾斜地崩壊対策事業	2,700	〃	〃	〃
防災基盤整備事業	17,900	〃	〃	〃
消防施設整備	31,100	〃	〃	〃
スクールバス運行委託料	25,300	〃	〃	〃
学校講師報酬	1,000	〃	〃	〃
文化財拠点施設整備事業	58,300	〃	〃	〃
中学校体育館トイレ改修事業	1,700	〃	〃	〃
公民館トイレ改修事業	13,500	〃	〃	〃
かつらぎ公園町民プール改修事業	900	〃	〃	〃
小学校空調改修事業	20,400	〃	〃	〃

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中学校体育館照明改修事業	400	普通貸借又は証券発行	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
災害復旧事業	363,100	〃	〃	〃
臨時財政対策債	16,100	〃	〃	〃

議案第 32 号

令和6年度かつらぎ町シビックセンター特別会計予算

令和6年度かつらぎ町シビックセンター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162,766千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、10,000千円と定める。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		4,489
	1 使用料	4,489
2 繰入金		50,548
	1 一般会計繰入金	50,548
3 諸収入		5,028
	1 雑入	5,028
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 町債		102,700
	1 町債	102,700
歳入合計		162,766

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		149,111
	1 総務管理費	149,111
2 事業費		12,313

(単位：千円)

款	項	金額
	1 事業費	12,313
3 公債費		1,242
	1 公債費	1,242
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	162,766

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
総合文化会館改修事業	千円 95,600	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
総合文化会館障害者等用駐車場整備事業	7,100	〃	〃	〃

議案第 33 号

令和 6 年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 588, 640 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、300, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 27 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		386,041
2 使用料及び手数料	1 国民健康保険税	386,041
3 県支出金	1 手数料	158
		158
	1 県負担金・補助金	1,978,879
	2 財政安定化基金支出金	1,976,054
	3 財政対策補助金	1
4 財産収入		2,824
	1 財産収入	63
5 繰入金		63
	1 他会計繰入金	216,170
	2 基金繰入金	191,170
6 繰越金		25,000
	1 繰越金	2,000
7 諸収入		2,000
	1 延滞金加算金及び過料	5,329
		1,608

(単位：千円)

款	項	金額
	2 雑入	3,721
歳入	合計	2,588,640

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		33,632
	1 総務管理費	31,722
	2 徴税費	1,750
	3 運営協議会費	160
2 保険給付費		1,954,817
	1 療養諸費	1,684,613
	2 高額療養費	261,502
	3 葬祭諸費	1,200
	4 出産育児諸費	7,500
	5 移送費	2
3 国民健康保険事業納付金		568,720
	1 医療給付費分	391,953

(單位：千円)

款	項	金額
	2 後期高齢者支援金等分	132,806
	3 介護納付金分	43,961
4 財政安定化基金拠出金		1
5 保健事業費	1 財政安定化基金拠出金	1
		19,343
	1 保健事業費	3,318
	2 特定健康診査等事業費	16,025
6 諸支出金		11,127
	1 償還金及び還付加算金	3,101
	2 延滞金	1
	3 繰出金	6,262
	4 貸付金	700
	5 基金費	1,063
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	2,588,640

議案第 34 号

令和6年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計予算

令和6年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,674千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、1,000千円と定める。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 診療収入		313
2 繰入金	1 外来収入	313
3 繰越金	1 事業勘定繰入金	6,261
		100
	1 繰越金	100
歳入合計		6,674

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		6,454
2 医療費	1 施設管理費	6,454
		120
	1 医療費	120
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		6,674

議案第 35 号

令和6年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ626,710千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、50,000千円と定める。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		242,407
2 使用料及び手数料	1 後期高齢者医療保険料	242,407
	1 手数料	31
3 繰入金		383,722
4 繰越金	1 一般会計繰入金	383,722
	1 繰越金	1
5 諸収入		549
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雑入	547
歳入合計		626,710

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		10,414
	1 総務管理費	9,298

(單位：千円)

款	項	金額
	2 徴収費	1,116
2 後期高齢者医療広域連合納付金		615,144
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	615,144
3 諸支出金		152
	1 償還金及び選付加算金	151
	2 繰出金	1
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	626,710

議案第 36 号

令和6年度かつらぎ町介護保険事業特別会計予算

令和6年度かつらぎ町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,617,101千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料		423,394
	1 介護保険料	423,394
2 使用料及び手数料		19
	1 手数料	19
3 国庫支出金		663,851
	1 国庫負担金	416,432
	2 国庫補助金	247,419
4 支払基金交付金		660,603
	1 支払基金交付金	660,603
5 県支出金		380,225
	1 県負担金	361,961
	2 県補助金	18,264
6 財産収入		91
	1 財産運用収入	91
7 繰入金		488,405
	1 一般会計繰入金	443,405
	2 基金繰入金	45,000

(単位：千円)

款	項	金額
8 繰越金		10
9 諸収入	1 繰越金	10
		503
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雑入	501
歳入	合計	2,617,101

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		74,521
	1 総務管理費	59,731
	2 徴収費	1,074
	3 運営協議会費	144
	4 介護認定審査会費	13,572
2 保険給付費		2,395,056
	1 介護サービス等諸費	2,172,297
	2 介護予防サービス等諸費	37,600

(単位：千円)

款	項	金	額
	3 その他諸費		1,667
	4 高額介護サービス給付費		63,591
	5 高額医療合算介護サービス費等		8,760
	6 特定入所者介護サービス費等		111,141
3 地域支援事業費			137,189
	1 介護予防・生活支援サービス事業費		60,543
	2 一般介護予防事業費		2,355
	3 包括的支援事業・任意事業費		52,003
	4 包括的支援事業費 (社会保障充実分)		22,038
	5 その他諸費		250
4 諸支出金			567
	1 償還金及び還付加算金		470
	2 基金費		96
	3 繰出金		1
5 予備費			9,768
	1 予備費		9,768
歳出	合計		2,617,101

議案第 37 号

令和6年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計予算

令和6年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87,651千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、10,000千円と定める。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		451
	1 使用料	451
2 県支出金		880
	1 県補助金	880
3 繰入金		85,901
	1 一般会計繰入金	85,901
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		417
	1 雑収入	417
歳入合計		87,651

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		16,810
	1 事業費	16,810
2 公債費		70,711

(単位：千円)

款	項	金額
	1 公債費	70,711
3 予備費		130
	1 予備費	130
歳出	合計	87,651

議案第 38 号

令和6年度かつらぎ町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度かつらぎ町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	6,730 戸
(2) 年間総給水量	1,483,000 m ³
(3) 一日平均給水量	4,063 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管布設事業	63,500 千円
施設整備事業	237,500 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(1) 上水道の部

収入

第1款 水道事業収益	285,871 千円
第1項 営業収益	244,330 千円
第2項 営業外収益	39,151 千円
第3項 附帯事業収益	2,369 千円
第4項 特別利益	21 千円

支出

第1款 水道事業費用	290,569 千円
第1項 営業費用	266,795 千円
第2項 営業外費用	15,642 千円
第3項 附帯事業費用	5,612 千円
第4項 特別損失	1,020 千円
第5項 予備費	1,500 千円

(2) 簡易水道の部

収入

第1款 水道事業収益	112,930 千円
第1項 営業収益	54,241 千円
第2項 営業外収益	58,688 千円
第4項 特別利益	1 千円

支 出	
第1款 水道事業費用	121,459 千円
第1項 営業費用	113,313 千円
第2項 営業外費用	7,246 千円
第4項 特別損失	400 千円
第5項 予備費	500 千円

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収 入	
第1款 水道事業収益	4,430 千円
第1項 営業収益	3,214 千円
第2項 営業外収益	1,215 千円
第4項 特別利益	1 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	6,567 千円
第1項 営業費用	6,089 千円
第2項 営業外費用	376 千円
第4項 特別損失	2 千円
第5項 予備費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額141,205千円は、過年度分損益勘定留保資金86,785千円、建設改良積立金取崩額27,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,420千円で補填するものとする。）。

(1) 上水道の部

収 入	
第1款 資本的収入	149,590 千円
第2項 補償費	1,000 千円
第5項 他会計繰入金	2,090 千円
第6項 出資金	44,000 千円
第7項 企業債	102,500 千円
支 出	
第1款 資本的支出	272,238 千円
第1項 建設改良費	235,094 千円
第2項 企業債償還金	37,144 千円

(2) 簡易水道の部

収 入

第1款 資本的収入	79,662 千円
第3項 国庫支出金	4,000 千円
第5項 他会計繰入金	10,761 千円
第6項 出資金	5,901 千円
第7項 企業債	59,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	97,518 千円
第1項 建設改良費	66,560 千円
第2項 企業債償還金	30,958 千円

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収 入

第1款 資本的収入	852 千円
第6項 出資金	852 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,553 千円
第1項 建設改良費	3 千円
第2項 企業債償還金	1,550 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
妙寺配水池更新事業	令和6年度	307,500千円
	令和7年度	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管布設事業	千円 35,500	証書借入	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
施設整備事業	126,000	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用のうち営業費用、営業外費用、特別損失の各項の間の流用
- (2) 資本的支出における各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 52,293千円

(他会計からの補助金)

第10条 企業債償還及び減価償却費等に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,359千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,773千円と定める。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和6年度かつらぎ町水道事業会計予算実施計画

(1) 上水道の部
収益的収入及び支出
(収入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業収益			285,871	
	1 営業収益		244,330	
		1 給水収益	241,840	
		2 受託工事収益	220	
		3 その他の営業収益	2,270	
	2 営業外収益		39,151	
		1 受取利息及び配当金	208	
		2 分担金	5,974	
		3 繰入金	334	
		4 補助金	50	
		5 長期前受金戻入	32,312	
	8 雑収益		273	
	3 附帯事業収益		2,369	
		1 飲料水供給施設事業収益	2,369	
	4 特別利益		21	
1 固定資産売却益		20		
2 過年度損益修正益		1		

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業費用			290,569	
	1 営業費用		266,795	
		1 原水浄水費	51,144	
		2 配水給水費	37,686	
		3 受託工事費	528	
		4 総係費	61,548	
		5 減価償却費	114,389	
		6 資産減耗費	600	
	7 その他営業費用	900		
	2 営業外費用		15,642	
		1 支払利息	5,612	
		2 消費税	10,000	
		3 雑支出	30	

3 附帯事業費用		5,612	
	1 飲料水供給施設事業費用	5,612	
4 特別損失		1,020	
	1 固定資産売却損	20	
	4 過年度損益修正損	1,000	
5 予備費		1,500	
	1 予備費	1,500	

資本的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			149,590	
	2 補償金		1,000	
		1 補償金	1,000	
	5 他会計繰入金		2,090	
		2 他会計負担金	2,090	
	6 出資金		44,000	
		1 出資金	44,000	
	7 企業債		102,500	
1 建設改良のための企業債		102,500		

(支出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			272,238	
	1 建設改良費		235,094	
		3 改良更新費	234,500	
		4 固定資産購入費	594	
	2 企業債償還金		37,144	
1 企業債償還金		37,144		

(2) 簡易水道の部
収益的収入及び支出
(収入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業収益			112,930	
	1 営業収益		54,241	
		1 給水収益	53,727	
		2 受託工事収益	220	
		3 その他の営業収益	294	
	2 営業外収益		58,688	
		1 受取利息及び配当金	7	
		2 分担金	2,954	
		3 繰入金	11,803	
		5 長期前受金戻入	43,894	
		8 雑収益	30	
	4 特別利益		1	
		2 過年度損益修正益	1	

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業費用			121,459	
	1 営業費用		113,313	
		1 原水浄水費	26,894	
		2 配水給水費	10,797	
		3 受託工事費	311	
		4 総係費	12,226	
		5 減価償却費	62,825	
		6 資産減耗費	210	
		7 その他営業費用	50	
	2 営業外費用		7,246	
		1 支払利息	5,226	
		2 消費税	2,000	
		3 雑支出	20	
	4 特別損失		400	
		4 過年度損益修正損	400	
	5 予備費		500	
		1 予備費	500	

資本的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			79,662	
	3 国庫支出金		4,000	
		1 国庫補助金	4,000	
	5 他会計繰入金		10,761	
		2 他会計負担金	10,761	
	6 出資金		5,901	
		1 出資金	5,901	
7 企業債		59,000		
	1 建設改良のための企業債	59,000		

(支出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			97,518	
	1 建設改良費		66,560	
		2 新設拡張費	25,000	
		3 改良更新費	41,500	
		4 固定資産購入費	60	
	2 企業債償還金		30,958	
1 企業債償還金		30,958		

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業収益			4,430	
	1 営業収益		3,214	
		1 給水収益	3,206	
		3 その他の営業収益	8	
	2 営業外収益		1,215	
		3 繰入金	96	
		5 長期前受金戻入	1,118	
		8 雑収益	1	
	4 特別利益		1	
2 過年度損益修正益		1		

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業費用			6,567	
	1 営業費用		6,089	
		1 原水浄水費	1,195	
		2 配水給水費	1,239	
		4 総係費	563	
		5 減価償却費	3,091	
		6 資産減耗費	1	
	2 営業外費用		376	
		1 支払利息	175	
		2 消費税	200	
		3 雑支出	1	
	4 特別損失		2	
		4 過年度損益修正損	2	
	5 予備費		100	
1 予備費		100		

資本の収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本の収入			852	
	6 出資金		852	
		1 出資金	852	

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本の支出			1,553	
	1 建設改良費		3	
		4 固定資産購入費	3	
	2 企業債償還金		1,550	
		1 企業債償還金	1,550	

令和6年度かつらぎ町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は損失)	△17,429
減価償却費	180,305
固定資産除却費	700
固定資産売却損	20
減損損失	0
退職給付引当金の増加・減少額 (△)	0
賞与引当金の増加・減少額 (△)	126
法定福利費引当金の増加・減少額 (△)	44
修繕引当金の増加・減少額 (△)	0
貸倒引当金の増加・減少額 (△)	△603
長期前受金戻入額	△77,324
未収金の増加 (△)・減少額	△9,779
未払金の増加・減少額 (△)	6
前受金の増加・減少額 (△)	0
前払金の増加 (△)・減少額	0
たな卸資産の増加 (△)・減少額	△3,487
受取利息及び配当金	△215
支払利息及び企業債取扱諸費	11,013
その他流動資産の増加 (△)・減少額	0
その他流動負債の増加・減少額 (△)	0
固定資産売却益 (△) 投資活動へ	△20
業務活動によるキャッシュ・フロー	83,357
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
補助金、負担金等による収入	16,228
固定資産の売却による収入	20
その他投資活動による収入	0
利息及び配当金の受取額	215
固定資産の取得による支出	△307,480
資産及び負債の増減 (投資活動)	0
一般会計又は特別会計からの繰入金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△291,017
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の返済による支出	0
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	177,700
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△69,652
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の返済による支出	0
リース債務の返済による支出	0
他会計からの出資による収入	50,753
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△11,013
財務活動によるキャッシュ・フロー	147,788
資金増減額	△59,872
資金期首残高	863,353
資金期末残高	803,481

令和5年度かつらぎ町水道事業予定損益計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1	営業収益			
	(1) 給水収益	267,416,550		
	(2) 受託工事収益	23,000		
	(3) その他営業収益	<u>1,736,133</u>	269,175,683	
2	営業費用			
	(1) 原水浄水費	52,500,156		
	(2) 配水給水費	44,132,266		
	(3) 受託工事費	0		
	(4) 総係費	69,752,353		
	(5) 減価償却費	185,923,723		
	(6) 資産減耗費	1,310,000		
	(7) その他の営業費用	<u>92,311</u>	<u>353,710,809</u>	
	営業損失			84,535,126
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	68,100		
	(2) 分担金	11,063,637		
	(3) 繰入金	12,298,459		
	(4) 補助金	50,000		
	(5) 長期前受金戻入	77,258,265		
	(6) 雑収益	<u>234,990</u>	100,973,451	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	10,393,891		
	(2) 雑支出	<u>25,439</u>	<u>10,419,330</u>	
5	附帯事業収益			
	(1) 飲料水供給施設事業収益	<u>1,271,880</u>	1,271,880	
6	附帯事業費用			
	(1) 飲料水供給施設事業費用	<u>2,741,747</u>	<u>2,741,747</u>	89,084,254
	経常利益			4,549,128
7	特別利益			
	(1) 固定資産売却益	0		
	(2) 過年度損益修正益	0		
	(3) 長期前受金戻入益	0		
	(4) その他の特別利益	<u>0</u>	0	
8	特別損失			
	(1) 固定資産売却損	0		
	(2) 災害による損失	0		
	(3) 過年度損益修正損	90,128		
	(4) その他の特別損失	<u>0</u>	<u>90,128</u>	<u>△90,128</u>
	当年度純利益			4,459,000
	前年度繰越利益剰余金			50,094,699
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>30,000,000</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u>84,553,699</u>

令和5年度かつらぎ町水道事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		351,087,832	
ロ 建物	380,473,177		
減価償却累計額	<u>△179,955,930</u>	200,517,247	
ハ 構築物	6,388,533,820		
減価償却累計額	<u>△3,269,330,110</u>	3,119,203,710	
ニ 機械及び装置	1,392,421,435		
減価償却累計額	<u>△978,102,425</u>	414,319,010	
ホ 車両及び運搬具	20,177,364		
減価償却累計額	<u>△4,416,950</u>	15,760,414	
ヘ 工具器具及び備品	34,314,505		
減価償却累計額	<u>△15,804,963</u>	18,509,542	
ト リース資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建設仮勘定		96,673,054	
有形固定資産合計		<u>4,216,070,809</u>	
(2) 無形固定資産			
イ リース資産		0	
ロ ソフトウェア		<u>1,507,100</u>	
無形固定資産合計		<u>1,507,100</u>	
固定資産合計			<u>4,217,577,909</u>

2 流動資産

(1) 現金預金		863,352,769	
(2) 未収金	40,887,228		
貸倒引当金	<u>△1,983,074</u>	38,904,154	
(3) 貯蔵品		10,641,034	
(4) 前払金		0	
流動資産合計		<u>912,897,957</u>	
資 産 合 計			<u>5,130,475,866</u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 引当金

イ 修繕引当金	9,610,336		
ロ 退職給付引当金	<u>0</u>		
引当金合計		9,610,336	
(2) 企業債		957,864,512	
(3) リース債務		0	
固定負債合計		<u>967,474,848</u>	

4 流動負債			
(1) 一時借入金			0
(2) 企業債		69,651,500	
(3) リース債務			0
(4) 未払金		15,216,049	
(5) 前受金		300,000	
(6) 引当金		7,299,000	
流動負債合計			92,466,549

5 繰延収益

(1) 長期前受金

イ 受贈財産評価額	2,008,198,343		
収益化累計額	<u>△1,020,680,472</u>	987,517,871	
ロ 工事負担金	957,915,695		
収益化累計額	<u>△622,691,343</u>	335,224,352	
ハ 施設分担金	62,089,768		
収益化累計額	<u>△38,966,689</u>	23,123,079	
ニ 国庫補助金	231,561,681		
収益化累計額	<u>△157,112,475</u>	74,449,206	
ホ 県補助金	132,024,259		
収益化累計額	<u>△105,215,427</u>	26,808,832	
ヘ 他会計補助金	178,795,646		
収益化累計額	<u>△71,741,095</u>	107,054,551	
ト 企業債元金償還繰入金	135,533,457		
収益化累計額	<u>△106,466,203</u>	29,067,254	
チ 補償金長期前受金	58,281,131		
収益化累計額	<u>△2,774,390</u>	55,506,741	
長期前受金合計			<u>1,638,751,886</u>
繰延収益合計			<u>1,638,751,886</u>
負債合計			<u>2,698,693,283</u>

資本の部

6 資本金			2,052,250,848
-------	--	--	---------------

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	3,978,036		
ロ 工事負担金	0		
ハ 施設分担金	0		
ニ 工事補助金	0		
ホ 工事繰入金	0		
資本剰余金合計			<u>3,978,036</u>

(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	264,000,000		
ロ 建設改良積立金	27,000,000		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>84,553,699</u>		
利益剰余金合計		<u>375,553,699</u>	
剰余金合計			<u>379,531,735</u>
資 本 合 計			<u>2,431,782,583</u>
負 債 資 本 合 計			<u>5,130,475,866</u>

令和5年度かつらぎ町水道事業会計書類に関する注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。ただし、取替資産については取替法による。
償却の開始時期は、固定資産を取得した年度の翌年度からとする。

・主な耐用年数

建物	13～50年
構築物	38～60年
機械及び装置	8～20年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	5～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

・主な耐用年数

ソフトウェア	5年
--------	----

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産の適用する減価償却方法と同一の方法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

和歌山県市町村総合事務組合に加入し費用負担しており、退職金と費用負担金に差が生じた場合の特別負担金は、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき一般会計が支出するため、計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、個々の債権ごとに回収不能見込額を見積もり、計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

(4) 会計処理の基準又は手続の変更

該当事項なし。

2. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び預金である。

(2) 重要な非資金取引

当事業年度に新たに計上した受贈財産はない。なお、ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債はない。

3. 予定貸借対照表等関連

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項なし。

(2) 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち一般会計等の負担見込額は、282,631,035円である。

(3) 保証債務

該当事項なし。

(4) 重要な係争事件に係る損害賠償債務

該当事項なし。

(5) 引当金の取崩し

① 賞与引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金2,998,000円を取り崩す。

② 法定福利費引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費を支給するため、法定福利費引当金646,000円を取り崩す。

③ 貸倒引当金の取崩し

当年度において、債権を不納欠損するため、227,590円を取り崩す。

(6) 出資金

当年度に、一般会計から受けた出資の額は、8,478,155円である。

4. セグメント情報の開示

(1) 報告セグメントの概要

かつらぎ町水道事業は、上水道、簡易水道及び花園梁瀬簡易水道の3つの事業を運営しているため、「上水道事業」、「簡易水道事業」及び、「花園梁瀬簡易水道事業」の3つを報告セグメントとしている。

報告セグメントは、かつらぎ町水道事業の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、予算の策定及び業績を評価するために、定期的に議会に報告される対象となっているものである。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は、以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
上水道事業	かつらぎ町大字高田、移、背ノ山、窪、萩原、笠田中、笠田東、佐野、広浦、大谷、蛭子、大藪、柏木、丁ノ町、新田、妙寺、西飯降、中飯降、大畑(字犬ノ鼻)、短野(広野)、宮本、星山、東谷、平、橋本市高野口町竹尾のうち水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項の規定に基づく事業認可を受けた区域(以下「認可区域」という。)、給水可能な区域において水道水、飲料水を供給する業務
簡易水道事業	かつらぎ町大字広口、滝、萩原、笠田中、西渋田、島、東渋田、平沼田、寺尾、兄井、三谷、山崎、教良寺、御所、星川、上天野、下天野、新城のうち認可区域において水道水を供給する業務
花園梁瀬簡易水道事業	かつらぎ町大字花園梁瀬の認可区域において水道水を供給する業務

(2) 報告セグメントごとの営業収益等の予定額

当年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(消費税抜き、単位:千円)

項目	上水道事業	簡易水道事業	花園梁瀬簡易水道事業
営業収益	217,961	48,364	2,851
営業費用	246,791	102,438	4,482
営業損益	△28,830	△54,074	△1,631
営業外収益	41,328	58,393	1,252
営業外費用	5,137	5,065	217
附帯事業収益	1,272	0	0
附帯事業費用	2,742	0	0
経常損益	5,891	△746	△596
セグメント資産	3,292,248	1,766,808	71,420
セグメント負債	1,243,014	1,404,880	50,799
その他の項目			
他会計繰入金	477	11,704	117
減価償却費	120,950	61,725	3,249
受取利息	61	7	0
支払利息	5,117	5,060	217
特別利益	0	0	0
特別損失	90	0	0
うち減損損失	0	0	0
固定資産の増加額	121,709	25,169	0

項 目	合 計
営業収益	269,176
営業費用	353,711
営業損益	△ 84,535
営業外収益	100,973
営業外費用	10,419
附帯事業収益	1,272
附帯事業費用	2,742
経常損益	4,549
セグメント資産	5,130,476
セグメント負債	2,698,693
その他の項目	
他会計繰入金	12,298
減価償却費	185,924
受取利息	68
支払利息	10,394
特別利益	0
特別損失	90
うち減損損失	0
固定資産の増加額	146,878

5. 減損損失

当年度において、減損の兆候を認識した資産はない。

6. リース契約により使用する固定資産

(1) リース会計に係る特例措置

地方公営企業法施行規則第55条第2項の規定を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(2) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円以上分） 該当事項なし。

(3) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円未充分） 該当事項なし。

(4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当事項なし。

(5) オペレーティング・リース取引 該当事項なし。

7. 重要な後発事象による注記

当該事業年度末日の翌日以降において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす次に示すような後発事象は発生していない。

- ・地方公営企業の主要な業務の改廃
- ・国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- ・震災、火災、出水等による重大な損害の発生

8. その他の注記

(1) 従前の修繕引当金の取扱い

平成26年3月31日以前に引当てられたものについては、従前の例により取り崩すことができる経過措置を適用する。

令和6年度かつらぎ町水道事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		351,087,832	
ロ 建物	380,473,177		
減価償却累計額	<u>△185,889,930</u>	194,583,247	
ハ 構築物	6,477,533,820		
減価償却累計額	<u>△3,391,492,110</u>	3,086,041,710	
ニ 機械及び装置	1,412,721,435		
減価償却累計額	<u>△1,022,384,425</u>	390,337,010	
ホ 車両及び運搬具	20,177,364		
減価償却累計額	<u>△7,393,950</u>	12,783,414	
ヘ 工具器具及び備品	34,314,505		
減価償却累計額	<u>△20,330,963</u>	13,983,542	
ト リース資産	0		
減価償却累計額	0	0	
チ 建設仮勘定		<u>294,133,054</u>	
有形固定資産合計			4,342,949,809

(2) 無形固定資産

イ リース資産		0	
ロ ソフトウェア		<u>1,083,100</u>	
無形固定資産合計			<u>1,083,100</u>
固定資産合計			4,344,032,909

2 流動資産

(1) 現金預金		803,480,769	
(2) 未収金	50,666,228		
貸倒引当金	<u>△1,380,074</u>	49,286,154	
(3) 貯蔵品		14,128,034	
(4) 前払金		<u>0</u>	
流動資産合計			<u>866,894,957</u>
資産合計			<u><u>5,210,927,866</u></u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 引当金			
イ 修繕引当金	9,610,336		
ロ 退職給付引当金	<u>0</u>		
引当金合計		9,610,336	
(2) 企業債		1,065,303,512	
(3) リース債務		<u>0</u>	
固定負債合計			1,074,913,848

4 流動負債			
(1) 一時借入金			0
(2) 企業債			70,260,500
(3) リース債務			0
(4) 未払金			15,222,049
(5) 前受金			300,000
(6) 引当金			7,469,000
流動負債合計			<u>93,251,549</u>
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	2,008,198,343		
収益化累計額	<u>△1,062,169,472</u>	946,028,871	
ロ 工事負担金	957,915,695		
収益化累計額	<u>△638,683,343</u>	319,232,352	
ハ 施設分担金	62,089,768		
収益化累計額	<u>△40,346,689</u>	21,743,079	
ニ 国庫補助金	235,198,681		
収益化累計額	<u>△160,864,475</u>	74,334,206	
ホ 県補助金	132,024,259		
収益化累計額	<u>△108,526,427</u>	23,497,832	
ヘ 他会計補助金	179,579,646		
収益化累計額	<u>△81,830,095</u>	97,749,551	
ト 企業債元金償還繰入金	146,432,457		
収益化累計額	<u>△106,466,203</u>	39,966,254	
チ 補償金長期前受金	59,189,131		
収益化累計額	<u>△4,085,390</u>	55,103,741	
長期前受金合計			<u>1,577,655,886</u>
繰延収益合計			<u>1,577,655,886</u>
負債合計			<u>2,745,821,283</u>

資 本 の 部

6 資本金			2,133,003,848
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額		3,978,036	
ロ 工事負担金		0	
ハ 施設分担金		0	
ニ 工事補助金		0	
ホ 工事繰入金		0	
資本剰余金合計		<u>3,978,036</u>	

(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	264,000,000		
ロ 建設改良積立金	0		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>64,124,699</u>		
利益剰余金合計		<u>328,124,699</u>	
剰余金合計			<u>332,102,735</u>
資 本 合 計			<u>2,465,106,583</u>
負 債 資 本 合 計			<u>5,210,927,866</u>

令和6年度かつらぎ町水道事業会計書類に関する注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。ただし、取替資産については取替法による。
償却の開始時期は、固定資産を取得した年度の翌年度からとする。

・主な耐用年数

建物	13～50年
構築物	38～60年
機械及び装置	8～20年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	5～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。
償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

・主な耐用年数

ソフトウェア	5年
--------	----

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産の適用する減価償却方法と同一の方法による。
償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

和歌山県市町村総合事務組合に加入し費用負担しており、退職金と費用負担金に差が生じた場合の特別負担金は、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき一般会計が支出するため、計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、個々の債権ごとに回収不能見込額を見積もり、計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

(4) 会計処理の基準又は手続の変更

該当事項なし。

2. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

- (1) 予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び預金である。
- (2) 重要な非資金取引
当事業年度に新たに計上した受贈財産はない。なお、ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債はない。

3. 予定貸借対照表等関連

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項なし。
- (2) 企業債償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち一般会計等の負担見込額は、278,260,567円である。
- (3) 保証債務
該当事項なし。
- (4) 重要な係争事件に係る損害賠償債務
該当事項なし。
- (5) 引当金の取崩し
 - ① 賞与引当金の取崩し
当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金3,012,000円を取り崩す。
 - ② 法定福利費引当金の取崩し
当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費を支給するため、法定福利費引当金643,000円を取り崩す。
 - ③ 貸倒引当金の取崩し
当年度において、債権を不納欠損するため、貸倒引当金1,675,990円を取り崩す。
- (6) 出資金
当年度に、一般会計から受ける出資の額は、50,572,631円である。

4. セグメント情報の開示

- (1) 報告セグメントの概要
かつらぎ町水道事業は、上水道、簡易水道及び花園梁瀬簡易水道の3つの事業を運営しているため、「上水道事業」、「簡易水道事業」及び、「花園梁瀬簡易水道事業」の3つを報告セグメントとしている。
報告セグメントは、かつらぎ町水道事業の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、予算の策定及び業績を評価するために、定期的に議会に報告される対象となっているものである。
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は、以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
上水道事業	かつらぎ町大字高田、移、背ノ山、窪、萩原、笠田中、笠田東、佐野、広浦、大谷、蛭子、大藪、柏木、丁ノ町、新田、妙寺、西飯降、中飯降、大畑(字犬ノ鼻)、短野(広野)、宮本、山崎、東谷、平、橋本市高野口町竹尾のうち水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項の規定に基づく事業認可を受けた区域(以下「認可区域」という。)、給水可能な区域において水道水、飲料水を供給する業務
簡易水道事業	かつらぎ町大字広口、滝、萩原、笠田中、西渋田、島、東渋田、平沼田、寺尾、兄井、三谷、山崎、教良寺、御所、星川、上天野、下天野、星山、新城のうち認可区域において水道水を供給する業務
花園梁瀬簡易水道事業	かつらぎ町大字花園梁瀬の認可区域において水道水を供給する業務

(2) 報告セグメントごとの営業収益等の予定額

当年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(消費税抜き、単位:千円)

項目	上水道事業	簡易水道事業	花園梁瀬簡易水道事業
営業収益	222,241	49,328	2,924
営業費用	257,469	109,608	5,832
営業損益	△35,228	△60,280	△2,908
営業外収益	38,584	58,418	1,215
営業外費用	5,662	5,251	176
附帯事業収益	2,156	0	0
附帯事業費用	5,114	0	0
経常損益	△5,264	△7,113	△1,869
セグメント資産	3,380,937	1,762,342	67,649
セグメント負債	1,295,240	1,402,444	48,137
その他の項目			
他会計繰入金	334	11,803	96
減価償却費	114,389	62,825	3,091
受取利息	208	7	0
支払利息	5,612	5,226	175
特別利益	21	1	1
特別損失	930	364	2
うち減損損失	0	0	0
固定資産の増加額	246,246	60,511	3

項 目	合 計
営業収益	274,493
営業費用	372,909
営業損益	△ 98,416
営業外収益	98,217
営業外費用	11,089
附帯事業収益	2,156
附帯事業費用	5,114
経常損益	△ 14,246
セグメント資産	5,210,928
セグメント負債	2,745,821
その他の項目	
他会計繰入金	12,233
減価償却費	180,305
受取利息	215
支払利息	11,013
特別利益	23
特別損失	1,296
うち減損損失	0
固定資産の増加額	306,760

5. 減損損失

当年度において、減損の兆候を認識した資産はない。

6. リース契約により使用する固定資産

(1) リース会計に係る特例措置

地方公営企業法施行規則第55条第2項の規定を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(2) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円以上分）
該当事項なし。

(3) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円未満分）
該当事項なし。

(4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
該当事項なし。

(5) オペレーティング・リース取引
該当事項なし。

7. 重要な後発事象による注記

当該事業年度末日の翌日以降において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす次に示すような後発事象は発生していない。

- ・地方公営企業の主要な業務の改廃
- ・国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- ・震災、火災、出水等による重大な損害の発生

8. その他の注記

(1) 従前の修繕引当金の取扱い

平成26年3月31日以前に引当てられたものについては、従前の例により取り崩すことができる経過措置を適用する。

議案第 39 号

令和6年度かつらぎ町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度かつらぎ町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	2,040 戸
(2) 年間有収水量	681,000 m ³
(3) 一日平均有収水量	1,866 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備事業	25,826 千円
流域下水道事業(負担金)	16,348 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	460,169 千円
第1項 営業収益	138,841 千円
第2項 営業外収益	321,327 千円
第3項 特別利益	1 千円

支出

第1款 下水道事業費用	459,431 千円
第1項 営業費用	422,541 千円
第2項 営業外費用	36,640 千円
第3項 特別損失	50 千円
第4項 予備費	200 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額125,916千円は、当年度分損益勘定留保資金122,175千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,741千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入	175,125 千円
第1項 負担金	2,400 千円
第2項 補助金	2,500 千円
第3項 他会計補助金	11,000 千円
第4項 他会計出資金	29,399 千円
第5項 企業債	129,300 千円

第7項 基金 526千円

支出

第1款 資本的支出 301,041千円
 第1項 建設改良費 42,174千円
 第2項 企業債償還金 258,341千円
 第4項 基金積立金 526千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	11,000	証書借入	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
流域下水道事業	14,500	〃	〃	〃
資本費平準化債	90,300	〃	〃	〃
特別措置分	13,500	〃	〃	〃

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 下水道事業費用のうち営業費用、営業外費用、特別損失の各項の間の流用
- (2) 資本的支出における各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 27,333千円

(他会計からの補助金)

第9条 雨水処理費、減価償却費及び企業債償還等に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、211,280千円である。

令和6年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和6年度かつらぎ町下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出
(収入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 下水道事業収益			460,169	
	1 営業収益		138,841	
		1 下水道使用料	108,372	
		2 雨水処理負担金	30,403	
		4 その他営業収益	66	
	2 営業外収益		321,327	
		1 受取利息及び配当金	1	
		2 他会計補助金	169,877	
		3 補助金	1,275	
		4 長期前受金戻入	149,813	
		6 消費税及び地方消費税 還付金	128	
		7 雑収益	233	
3 特別利益		1		
	2 過年度損益修正益	1		

(支出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 下水道事業費用			459,431	
	1 営業費用		422,541	
		1 管渠費	27,803	
		2 総係費	35,406	
		3 流域下水道維持管理負 担金	84,498	
		4 減価償却費	266,134	
	2 営業外費用		36,640	
		1 支払利息及び企業債取 扱諸費	32,389	
		3 雑支出	4,251	
	3 特別損失		50	
		3 過年度損益修正損	50	
	4 予備費		200	
1 予備費		200		

資本的收入及び支出
(収入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的收入			175,125	
	1 負担金		2,400	
		1 受益者負担金	2,400	
	2 補助金		2,500	
		1 国庫補助金	2,500	
	3 他会計補助金		11,000	
		1 他会計補助金	11,000	
	4 他会計出資金		29,399	
		1 他会計出資金	29,399	
	5 企業債		129,300	
1 建設改良費等企業債		129,300		
7 基金		526		
	1 基金繰入金	526		

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			301,041	
	1 建設改良費		42,174	
		1 公共下水道整備事業費	25,826	
		2 流域下水道事業負担金	16,348	
	2 企業債償還金		258,341	
		1 企業債償還金	258,341	
	4 基金積立金		526	
1 基金積立金		526		

令和6年度かつらぎ町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	20,314,448
	減価償却費	266,134,000
	固定資産除却費	8,700,000
	固定資産売却損	0
	貸倒引当金の増減 (△は減少)	△84,000
	賞与引当金の増減 (△は減少)	△665,000
	法定福利費引当金の増減 (△は減少)	△156,000
	長期前受金戻入額	△149,813,000
	受取利息及び配当金	△1,000
	支払利息及び企業債取扱諸費	32,389,000
	未収金の増減 (△は増加)	△14,305
	未払金の増減 (△は減少)	0
	たな卸資産の増減 (△は増加)	0
	前払費用の増減 (△は増加)	0
	前払金の増減 (△は増加)	0
	その他流動資産の増減 (△は増加)	0
	前受金の増減額 (△は減少)	0
	預り金の増減額 (△は減少)	0
	その他流動負債の増減 (△は減少)	0
	小計	176,804,143
	利息及び配当金の受取額	1,000
	利息の支払額	△32,389,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	144,416,143
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△36,534,273
	有形固定資産の売却による収入	0
	無形固定資産の取得による支出	△14,861,818
	国庫補助金等による収入	7,295,455
	補助金の返還による支出	0
	負担金による収入	2,181,818
	一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	14,363,636
	基金の利息による収入	1,000
	基金取り崩しによる収入	525,000
	基金への積立による支出	△525,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,554,182
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入れによる収入	0
	一時借入金の返済による支出	0
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	134,100,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△258,341,000
	他会計からの出資による収入	29,398,457
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△94,842,543
	資金に係る換算差額	0
	資金増減額	22,019,418
	資金期首残高	48,667,956
	資金期末残高	70,687,374

令和5年度かつらぎ町下水道事業会計予定損益計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	114,878,640		
(2) 雨水処理負担金	29,558,374		
(3) その他営業収益	<u>91,000</u>	144,528,014	
2 営業費用			
(1) 管渠費	13,585,976		
(2) 総係費	51,091,119		
(3) 流域下水道維持管理負担金	87,966,217		
(4) 減価償却費	264,414,528		
(5) 資産減耗費	0		
(6) その他営業費用	<u>0</u>	<u>417,057,840</u>	
営業損失			272,529,826
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	4,556		
(2) 他会計補助金	196,542,798		
(3) 補助金	1,300,000		
(4) 長期前受金戻入	144,985,374		
(5) 雑収益	8,059,011	350,891,739	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	35,321,000		
(2) 雑支出	7,071,000		
(3) 一般会計繰出金	<u>15,147,465</u>	<u>57,539,465</u>	<u>293,352,274</u>
経常利益			20,822,448
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	50,000		
(3) 長期前受金戻入益	0		
(4) その他の特別利益	<u>0</u>	50,000	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 災害による損失	0		
(3) 過年度損益修正損	50,000		
(4) その他の特別損失	<u>0</u>	<u>50,000</u>	<u>0</u>
当年度純利益			20,822,448
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			<u><u>20,822,448</u></u>

令和5年度かつらぎ町下水道事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ	土 地		66,447,050	
ロ	建 物	63,023,779		
	減価償却累計額	<u>△9,359,030</u>		53,664,749
ハ	構 築 物	6,929,808,891		
	減価償却累計額	<u>△989,083,966</u>		5,940,724,925
ニ	機 械 及 び 装 置	97,640,236		
	減価償却累計額	<u>△46,588,241</u>		51,051,995
ホ	車 両 運 搬 具	21,456,120		
	減価償却累計額	<u>△16,027,720</u>		5,428,400
ヘ	工 具、器 具 及 び 備 品	1,398,714		
	減価償却累計額	<u>△816,374</u>		582,340
ト	建 設 仮 勘 定		<u>23,785,000</u>	
	有 形 固 定 資 産 合 計			<u>6,141,684,459</u>

(2) 無 形 固 定 資 産

イ	ソ フ ト ウ ェ ア		3,880,001	
ロ	地 上 権		939,950	
ハ	施 設 利 用 権		<u>1,022,795,254</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>1,027,615,205</u>

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ	基 金			0
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>0</u>
	固 定 資 産 合 計			<u>7,169,299,664</u>

2. 流 動 資 産

(1)	現 金 預 金		48,667,956	
(2)	未 収 金	4,291,158		
	貸 倒 引 当 金	<u>△150,440</u>		4,140,718
(3)	貯 蔵 品			0
(4)	前 払 金			0
(5)	そ の 他 流 動 資 産			<u>0</u>
	流 動 資 産 合 計			<u>52,808,674</u>
	資 産 合 計			<u><u>7,222,108,338</u></u>

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	2,421,248,151	2,421,248,151	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 特別修繕引当金	0	0	
固定負債合計			2,421,248,151
4. 流動負債			
(1) 一時借入金		0	
(2) 企業債			
イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	258,340,377	258,340,377	
(3) 他会計借入金			
イ 建設改良等の財源に 充てるための借入金	0	0	
(4) 未払金		3,581,127	
(5) 預り金		0	
(6) 引当金			
イ 賞与引当金	2,281,000		
ロ 法定福利費引当金	498,000	2,779,000	
(7) その他流動負債		0	
流動負債合計			264,700,504
5. 繰延収益			
長期前受金		4,753,347,510	
収益化累計額		△ 719,769,608	
繰延収益合計			4,033,577,902
負債合計			6,719,526,557

資本の部

6. 資本金			
(1) 資本金		426,975,372	
資本金合計			426,975,372
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	10,599,870		
ロ 受益者負担金	0		
ハ 国庫補助金	2,967,539		
ニ 県補助金	0		

亦 他 会 計 負 担 金	0	
へ 他 会 計 補 助 金	41,216,552	
資 本 剩 余 金 合 計		54,783,961
(2) 利 益 剩 余 金		
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剩 余 金	20,822,448	
利 益 剩 余 金 合 計	<u>20,822,448</u>	75,606,409
剩 余 金 合 計		<u>502,581,781</u>
資 本 合 計		<u>502,581,781</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>7,222,108,338</u></u>

令和5年度かつらぎ町下水道事業会計書類に関する注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産を取得した年度の翌年度からとする。

・主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	50年
機械及び装置	7～15年
車両運搬具	4～7年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

・主な耐用年数

ソフトウェア	5年
地上権	30年
施設利用権	45年

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産の適用する減価償却方法と同一の方法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

和歌山県市町村総合事務組合に加入し費用負担しており、退職金と費用負担金に差が生じた場合の特別負担金は、一般会計側との覚書に基づき一般会計が支出するため、計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、債権毎の回収不能見込額を計上している。

なお、回収不能見込み額は、不納欠損処理していない債権のうち、4年経過した債権を貸倒処理額とみなして算出している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

- (4) 会計処理の基準又は手続の変更
該当事項なし。
2. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連
- (1) 予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び預金である。
- (2) 重要な非資金取引
当事業年度に新たに計上した受贈財産及びファイナンス・リース取引に係る資産及び負債はない。
3. 予定貸借対照表等関連
- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項なし。
- (2) 企業債償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち一般会計等の負担見込額は、696,661,798円である。
- (3) 保証債務
該当事項なし。
- (4) 重要な係争事件に係る損害賠償債務
該当事項なし。
- (5) 引当金の取崩し
- ① 賞与引当金の取崩し
当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金2,843,000円を取り崩す。
- ② 法定福利費引当金の取崩し
当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費を支給するため、法定福利費引当金526,000円を取り崩す。
- ③ 貸倒引当金の取崩し
当年度において、債権を不納欠損するため、貸倒引当金233,000円を取り崩す。
- (6) 出資金
当年度に、一般会計から受けた出資の額は、29,167,797円である。
4. セグメント情報の開示
セグメントが下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。
5. 減損損失
当年度において、減損の兆候を認識した資産はない。
6. リース契約により使用する固定資産
- (1) リース会計に係る特例措置
地方公営企業法施行規則第55条第2項の規定を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うものとする。

7. 重要な後発事象による注記

当該事業年度末日の翌日以降において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす次に示すような後発事象は発生していない。

- ・ 地方公営企業の主要な業務の改廃
- ・ 国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- ・ 震災、火災、出水等による重大な損害の発生

8. その他の注記

該当事項なし。

令和6年度かつらぎ町下水道事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ	土 地		66,447,050	
ロ	建 物	63,023,779		
	減価償却累計額	△11,230,836	51,792,943	
ハ	構 築 物	6,981,421,987		
	減価償却累計額	△1,189,975,665	5,791,446,322	
ニ	機 械 及 び 装 置	97,640,236		
	減価償却累計額	△55,484,164	42,156,072	
ホ	車 両 運 搬 具	21,456,120		
	減価償却累計額	△19,233,264	2,222,856	
ヘ	工 具、器 具 及 び 備 品	1,398,714		
	減価償却累計額	△1,026,297	372,417	
ト	建 設 仮 勘 定		0	
	有 形 固 定 資 産 合 計			5,954,437,660

(2) 無 形 固 定 資 産

イ	ソ フ ト ウ ェ ア		26,428	
ロ	地 上 権		868,644	
ハ	施 設 利 用 権		990,527,238	
	無 形 固 定 資 産 合 計			991,422,310

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ	基 金		0	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		0	

固 定 資 産 合 計 6,945,859,970

2. 流 動 資 産

(1)	現 金 預 金		70,687,374	
(2)	未 収 金	4,305,463		
	貸 倒 引 当 金	△66,340	4,239,123	
(3)	貯 蔵 品		0	
(4)	前 払 金		0	
(5)	そ の 他 流 動 資 産		0	

流 動 資 産 合 計 74,926,497

資 産 合 計 7,020,786,467

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	2,296,661,151	2,296,661,151	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 特別修繕引当金	0	0	
固定負債合計			2,296,661,151
4. 流動負債			
(1) 一時借入金			0
(2) 企業債			
イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	258,687,000	258,687,000	
(3) 他会計借入金			
イ 建設改良等の財源に 充てるための借入金	0	0	
(4) 未払金		3,581,127	
(5) 預り金		0	
(6) 引当金			
イ 賞与引当金	1,616,000		
ロ 法定福利費引当金	342,000	1,958,000	
(7) その他流動負債		0	
流動負債合計			264,226,127
5. 繰延収益			
長期前受金		4,777,188,419	
収益化累計額		△869,583,459	
繰延収益合計			3,907,604,960
負債合計			6,468,492,238

資本の部

6. 資本金			
(1) 資本金		477,195,820	
資本金合計			477,195,820
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	10,599,870		
ロ 受益者負担金	0		
ハ 国庫補助金	2,967,539		
ニ 県補助金	0		

ホ	他会計負担金	0	
ハ	他会計補助金	41,216,552	
	資本剰余金合計		54,783,961
(2)	利益剰余金		
イ	当年度未処分利益剰余金	<u>20,314,448</u>	
	利益剰余金合計		<u>20,314,448</u>
	剰余金合計		<u>75,098,409</u>
	資本合計		<u>552,294,229</u>
	負債資本合計		<u><u>7,020,786,467</u></u>

令和6年度かつらぎ町下水道事業会計書類に関する注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産を取得した年度の翌年度からとする。

・主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	50年
機械及び装置	7～15年
車両運搬具	4～7年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

・主な耐用年数

ソフトウェア	5年
地上権	30年
施設利用権	45年

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産の適用する減価償却方法と同一の方法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

和歌山県市町村総合事務組合に加入し費用負担しており、退職金と費用負担金に差が生じた場合の特別負担金は、一般会計側との覚書に基づき一般会計が支出するため、計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、債権毎の回収不能見込額を計上している。

なお、回収不能見込み額は、不納欠損処理していない債権のうち、4年経過した債権を貸倒処理額とみなして算出している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

- (4) 会計処理の基準又は手続の変更
該当事項なし。
2. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連
- (1) 予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び預金である。
- (2) 重要な非資金取引
当事業年度に新たに計上した受贈財産及びファイナンス・リース取引に係る資産及び負債はない。
3. 予定貸借対照表等関連
- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項なし。
- (2) 企業債償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち一般会計等の負担見込額は、701,811,893円である。
- (3) 保証債務
該当事項なし。
- (4) 重要な係争事件に係る損害賠償債務
該当事項なし。
- (5) 引当金の取崩し
- ① 賞与引当金の取崩し
当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金2,281,000円を取り崩す。
- ② 法定福利費引当金の取崩し
当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費を支給するため、法定福利費引当金498,000円を取り崩す。
- ③ 貸倒引当金の取崩し
当年度において、債権を不納欠損するため、貸倒引当金151,000円を取り崩す。
- (6) 出資金
当年度に、一般会計から受けた出資の額は、29,398,457円である。
4. セグメント情報の開示
セグメントが下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。
5. 減損損失
当年度において、減損の兆候を認識した資産はない。
6. リース契約により使用する固定資産
- (1) リース会計に係る特例措置
地方公営企業法施行規則第55条第2項の規定を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うものとする。

7. 重要な後発事象による注記

当該事業年度末日の翌日以降において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす次に示すような後発事象は発生していない。

- ・地方公営企業の主要な業務の改廃
- ・国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- ・震災、火災、出水等による重大な損害の発生

8. その他の注記

該当事項なし。

